

第4章

誘導施策

- 1 誘導施策とは
- 2 生活サービスを提供する拠点の形成と
拠点をつなぐネットワークの構築
- 3 市民が暮らしやすい・住み続けられる
まちづくり
- 4 届出制度（都市計画区域内のみ適用）

1 誘導施策とは

誘導施策とは、都市機能誘導区域に都市機能を誘導、居住推奨区域（居住誘導区域）へ居住を誘導するために講じる施策である。「市が独自に講じる施策」、「国の支援措置を活用して実施する施策」、「国等が直接行う施策」がある。

市独自の誘導施策は、将来都市像の実現に向けた誘導方針に基づき展開するものとし、国の支援措置を活用して実施する施策と組み合わせながら効果的な展開を図る。

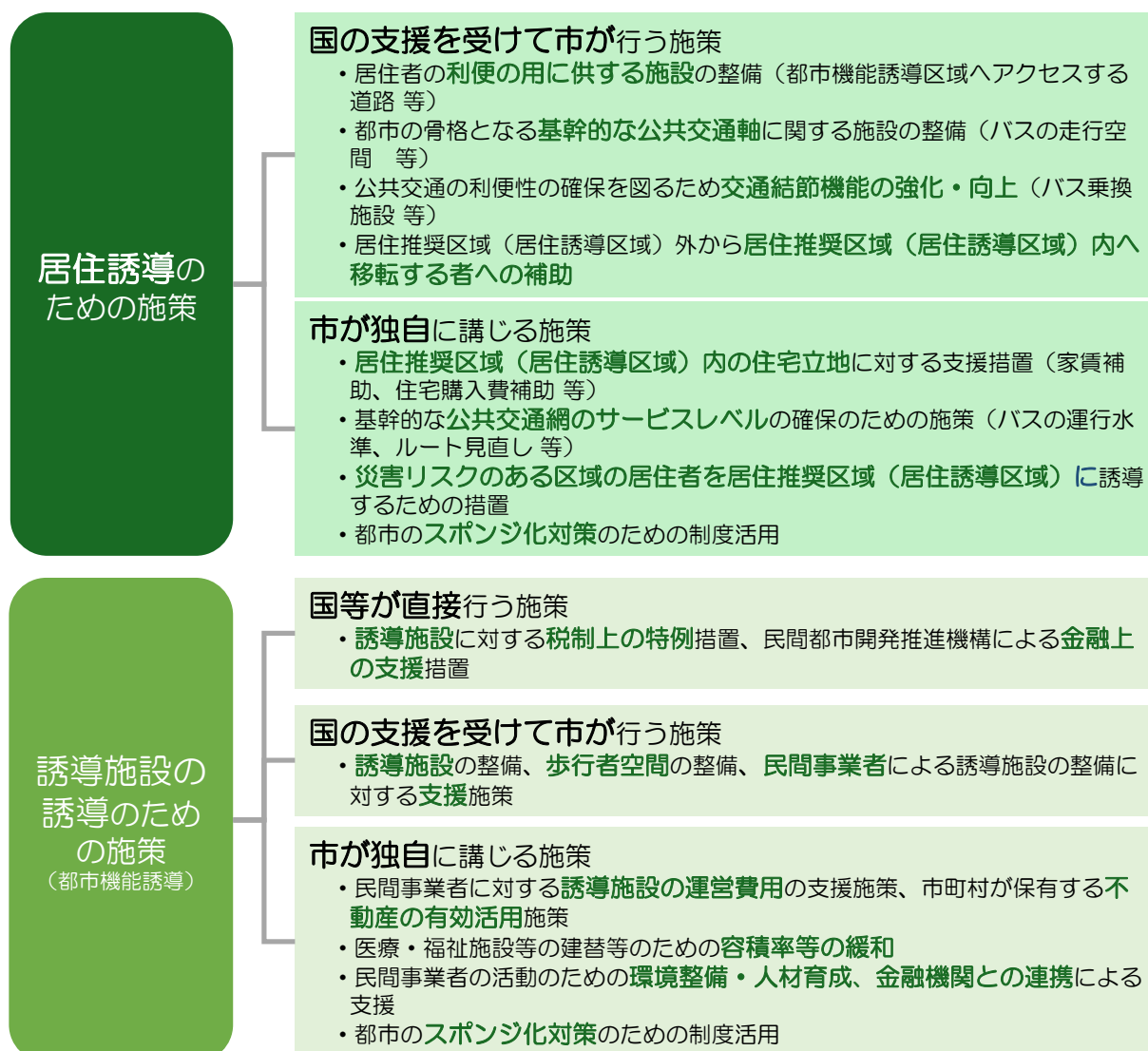


図 41 誘導施策の体系

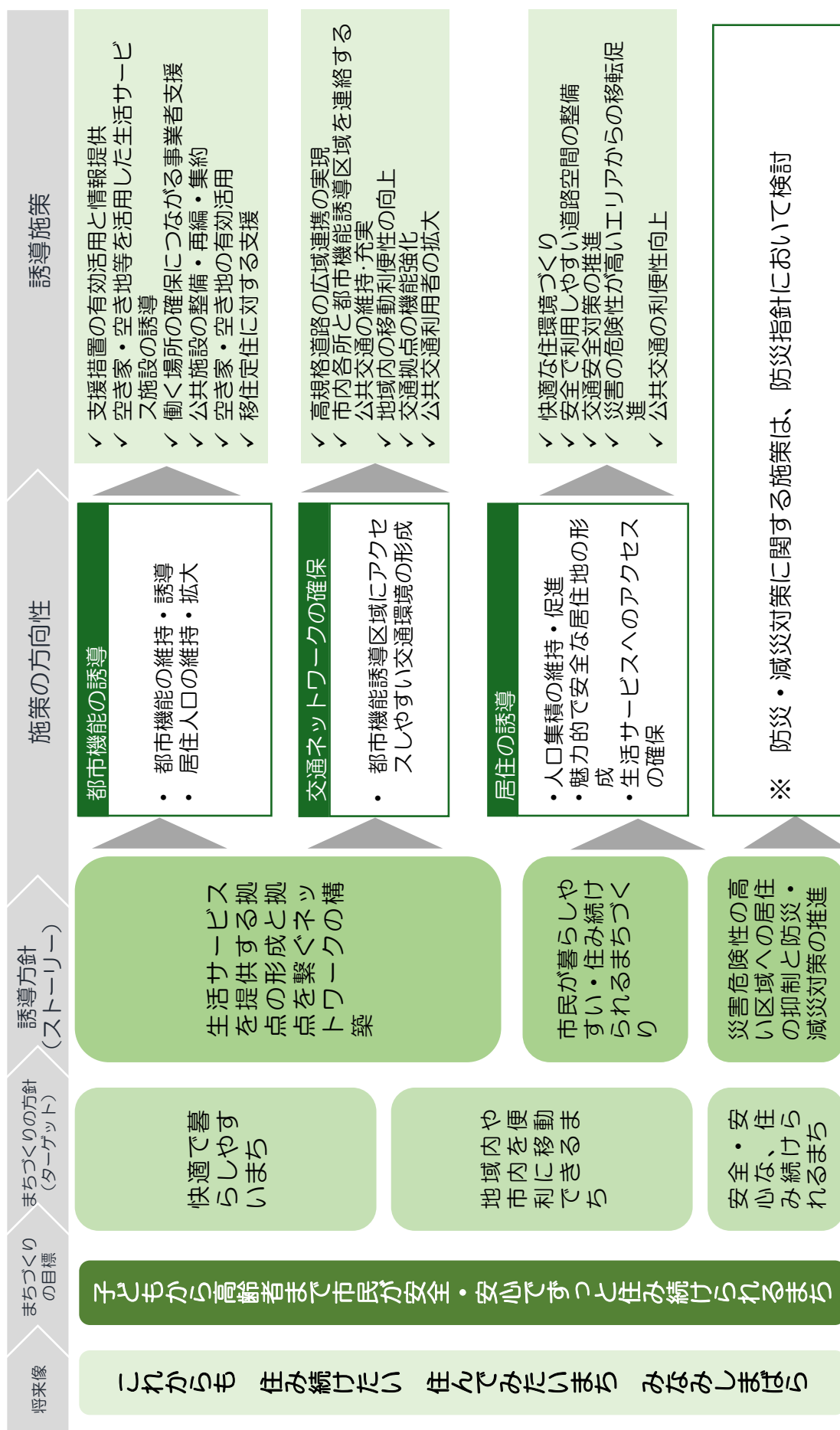


図 42 市が独自に講じる施策の体系

2 生活サービスを提供する拠点の形成と拠点をつなぐネットワークの構築

1) 都市機能の誘導

(1) 支援措置の有効活用と情報提供

都市機能誘導区域内への誘導施設の整備等に際して、国の支援措置を有効活用し、限られた財源の中で効率的に誘導区域内への立地促進・整備を推進する。

また、事業者等が活用できる支援措置については、事業者等に向けて情報提供を行う。

(2) 空き家・空き地等を活用した生活サービス施設の誘導

都市機能誘導区域内にある空き家、空き地を有効活用した生活サービス施設の誘導に対する支援策等を検討する。

(3) 働く場所の確保につながる事業者支援

市民の働く場所の確保を目的に、都市機能誘導区域への企業立地に向けた事業者等に対する支援措置の実施や税制上の優遇措置等について検討する。

(4) 公共施設の整備・再編・集約

公共施設の整備、再編、集約については、都市機能誘導区域内における整備を基本として検討する。

(5) 空き家・空き地の有効活用

都市機能誘導区域内の空き家、空き地を有効活用し、居住者が利用する公園や生活サービス施設等の誘導を図ることで良好な住環境を整備し、都市機能の立地を支える居住人口の維持を図る。

(6) 移住定住に対する支援

都市機能誘導区域内への移住・定住を促進する支援策等の実施により、都市機能の立地を支える人口集積の維持、拡大を図る。

2) 交通ネットワークの確保

(1) 高規格道路の広域連携の実現

周辺都市との連携や市民の移動利便性の向上を図ることで、住み続けたいまちを実現するため、地域高規格道路の整備に向けた働きかけを継続する。

(2) 市内各所と都市機能誘導区域を連絡する公共交通の維持・充実

路線バスの運行本数の確保や運行効率化を図ることでサービス水準を維持し、交通事業者との協働により市内各所から都市機能誘導区域へのアクセス手段となる公共交通の維持・充実を図る。

(3) 地域内の移動利便性の向上

路線バスを補完し、地域内の移動を支援するデマンド型乗合タクシーサービスについて、継続的に運用しながら運行内容の見直しを実施し、持続可能な交通手段として利便性向上を図る。

(4) 交通拠点の機能強化

公共交通の乗り継ぎポイントである口ノ津港や有家バス停については、乗り継ぎポイントとしての利用環境改善を図り、公共交通の維持・充実を図る。

(5) 公共交通利用者の拡大

公共交通利用者の拡大に向け路線バスとデマンド型乗合タクシーの乗り継ぎ利用の促進施策を検討する。

また、デマンド型乗合タクシーについては各地域において、定期的な乗り方講座を実施するとともに、本市の公式 YouTube や公式アプリを活用し、乗り方動画を公開する。

III 3 市民が暮らしやすい・住み続けられるまちづくり

1) 居住の誘導

(1) 快適な住環境づくり

市民の憩いの場となる公園、緑地の整備により、ゆとりある住環境の形成を推進する。また、子どもの遊び場や学習スペース、高齢者サロン等の滞留や交流を生む空間を整備し、多様な世代が快適に過ごすことができる環境を整備する。

(2) 安全で利用しやすい道路空間の整備

居住誘導区域内において、道路改良等を行い、安全で利用しやすい道路の整備を推進する。

(3) 交通安全対策の推進

居住誘導区域内において、交通安全施設の整備等を行い、危険箇所の解消を推進する。

(4) 災害の危険性が高いエリアからの移転促進

災害が発生した場合に市民等の生命・財産に危険が生じる懸念が大きいエリアから、居住誘導区域内への移転の促進を図ることで、防災性の向上と居住誘導区域内の人口集積の維持、拡大を図る。

また、県が必要に応じて行う土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告の活用等により土砂災害特別警戒区域等から移転する住宅の移転費用等を支援し、安全・安心な場所への居住誘導に努める。

(5) 公共交通の利便性向上

路線バスやデマンド型乗合タクシーのサービス水準の維持・向上、乗り継ぎポイントにおける乗り継ぎ環境の改善を図り、公共交通による移動利便性の高い居住誘導区域を実現する。

4 届出制度（都市計画区域内のみ適用）

届出制度は、都市再生特別措置法第88条及び108条の規定に基づく制度で、本計画の適正な運用に向け、都市機能誘導区域外においては誘導施設、居住推奨区域（居住誘導区域）外においては住宅の立地動向を把握することを目的として運用する。

都市機能誘導区域外または居住推奨区域（居住誘導区域）外において以下に示す開発行為や建築行為を行う場合や、都市機能誘導区域内において誘導施設を休止または廃止する場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに行為の種類や場所等について市長に届け出ることが必要である。

1）都市機能誘導区域外にかかる制度

都市機能誘導区域内外において、以下の行為等を行う場合は届出を行う必要がある。

■都市機能誘導区域外で届出の対象となるもの

開発行為	○ 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為
建築行為等	○ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ○ 建築物の改築または建築物の用途を変更して、誘導施設を有する建築物とする場合

■都市機能誘導区域内で届出の対象となるもの

休止・廃止	○ 誘導施設を休止または廃止する場合
-------	--------------------

《届出対象のイメージ》



図 43 届出の対象となる行為（都市機能誘導区域）の概要（誘導施設：大規模小売店）

2) 居住推奨区域（居住誘導区域）外にかかる制度

居住推奨区域（居住誘導区域）外において、以下の行為等を行う場合は届出を行う必要がある。

■居住推奨区域（居住誘導区域）外で届出の対象となるもの

開発行為	① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m ² 以上のもの ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例※で定めたものの建築目的で行う開発行為（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等）
建築行為等	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 人の居住の用に供する建築物として条例※で定めたものを新築しようとする場合（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等） ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②とする場合）

出典：立地適正化計画の手引き【基本編】（令和6年4月改訂）

※現時点で本市では「人の居住の用に供する建築物」に関する条例はありません。（R7.3時点）

《届出対象のイメージ》

■ 開発行為

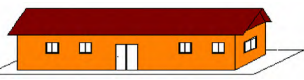
○ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為




例：宅地分譲 例：長屋、共同住宅

⇒ 届出必要

○ 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m²以上の場合



例：1,200 m²の敷地に1戸の開発行為

⇒ 届出必要



例：900 m²の敷地に2戸の開発行為

⇒ 届出不要

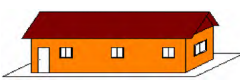
■ 建築行為等

● 3戸以上の住宅を新築しようとする場合




例：建売住宅 例：長屋、共同住宅

⇒ 届出必要



例：1戸の建築行為

⇒ 届出不要

● 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする場合

⇒ 届出必要

図 44 届出の対象となる行為（居住推奨区域（居住誘導区域））の概要

出典：改正都市再生特別措置法等について（平成27年6月1日 国土交通省）

第5章

防災指針

-
- 1 防災指針とは
 - 2 災害ハザード情報等の収集・整理
 - 3 災害リスクの高い地域等の抽出
 - 4 地域ごとの防災上の課題の整理
 - 5 防災まちづくりの将来像・取り組み方針
 - 6 具体的な取組・スケジュール

1 防災指針とは

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針である。

本計画では、津波及び洪水による浸水想定区域の一部を居住推奨区域（居住誘導区域）に含めており、居住推奨区域（居住誘導区域）内の災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるために必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められる。

そのため、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定め、防災指針に基づく具体的な取組を位置付ける。

2 災害ハザード情報等の収集・整理

洪水、土砂、津波災害等の災害種別ごとに災害ハザード情報を整理した。

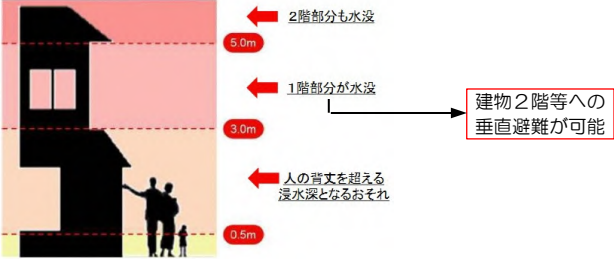
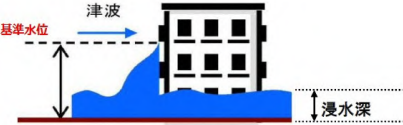
表 11 災害ハザード情報一覧

災害種別	災害ハザード情報等	出典
洪水	洪水浸水想定区域（想定最大規模：L2） 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模：L2） 浸水継続時間（想定最大規模：L2）	南島原市資料
土砂	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域	国土数値情報
	大規模盛土造成地	長崎県大規模盛土造成地マップ
津波	津波浸水想定区域（想定最大規模：L2）	国土数値情報
ため池	ため池浸水想定区域	南島原市資料
火山	火山防災対策を検討するための雲仙岳の噴火シナリオ	雲仙岳火山防災協議会

表 12 都市計画関連の規制等におけるレッドゾーン・イエローゾーン

区 域	
レッドゾーン →住宅等の建築や開発行為等の規制あり	災害危険区域（崖崩れ、出水、津波等）＜建築基準法＞
	土砂災害特別警戒区域 ＜土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律＞
	地すべり防止区域＜地すべり等防止法＞
	急傾斜地崩壊危険区域 ＜急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律＞
	津波災害特別警戒区域＜津波防災地域づくりに関する法律＞
イエローゾーン →建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている	浸水想定区域＜水防法＞
	土砂災害警戒区域 ＜土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律＞
	都市洪水想定区域・都市浸水想定区域 ＜特定都市河川浸水被害対策法＞
	津波災害警戒区域＜津波防災地域づくりに関する法律＞
	津波浸水想定（区域）＜津波防災地域づくりに関する法律＞

表 13 災害ハザードエリア等の概要

災害ハザードエリア等	エリアの概要
洪水浸水想定区域	大雨等による河川の氾濫により、住居等の建築物が浸水するおそれがある区域を指す。長崎県では「計画規模L1」と「想定最大規模L2」による洪水浸水想定区域図を作成している。 ＜補足＞ ・「計画規模L1」は、河川整備の目標とする降雨量による浸水想定で、その規模を超える洪水が発生する確率が有家川では30年に1度程度である。（厳密には、毎年1/30（約3％）の確率で発生すると予測される） ・「想定最大規模L2」は、地域において過去に観測された最大の降雨量による浸水想定で、その規模を超える洪水が発生する確率が1,000年に1度程度である。 ・浸水深0.5mでは概ね大人の膝ぐらい、浸水深3.0mでは家屋の2階床下くらい、浸水深5.0mでは家屋の2階軒下くらいまで浸水するおそれがあり、2階床下部分に相当する浸水深3.0mを超えるかどうかを一つの目安としている。 
家屋倒壊等氾濫想定区域	洪水時に氾濫流や河岸浸食により家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれがある区域である。
急傾斜地崩壊危険区域	台風や集中豪雨等の影響により急傾斜地（傾斜度が30度以上）が崩壊（がけ崩れ）するおそれがある区域である。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊や土石流、地すべり等の土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域である。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等の土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれが認められる区域である。
大規模盛土造成地	宅地を造成する際に、谷や沢を埋めた造成地または傾斜地の上に腹付した造成地のうち、大規模なものである。阪神・淡路大震災や東日本大震災では、大規模盛土造成地において谷間や山の斜面等に造成された盛土が滑ったり崩れたりする現象が発生し、宅地や公共施設に大きな被害が発生したことを受け、国において宅地耐震化推進事業が創設された。
津波浸水想定	最大クラスの津波が発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表わしたものである。 ＜補足＞ ・津波が建築物等へ衝突した際のせりあがり高さ加えた水位として「基準水位」がある。 
ため池浸水想定区域	大規模地震や集中豪雨などによりため池が決壊した場合に、最大でどの程度の範囲が浸水する可能性があるかを予測した図である。

1) 洪水災害

(1) 洪水浸水想定区域 (L2: 浸水深)

洪水浸水想定区域 (L2) は口之津町以外で指定されており、北有馬町と加津佐町では、浸水深3.0m以上の区域が他町に比べ広範囲に存在する。

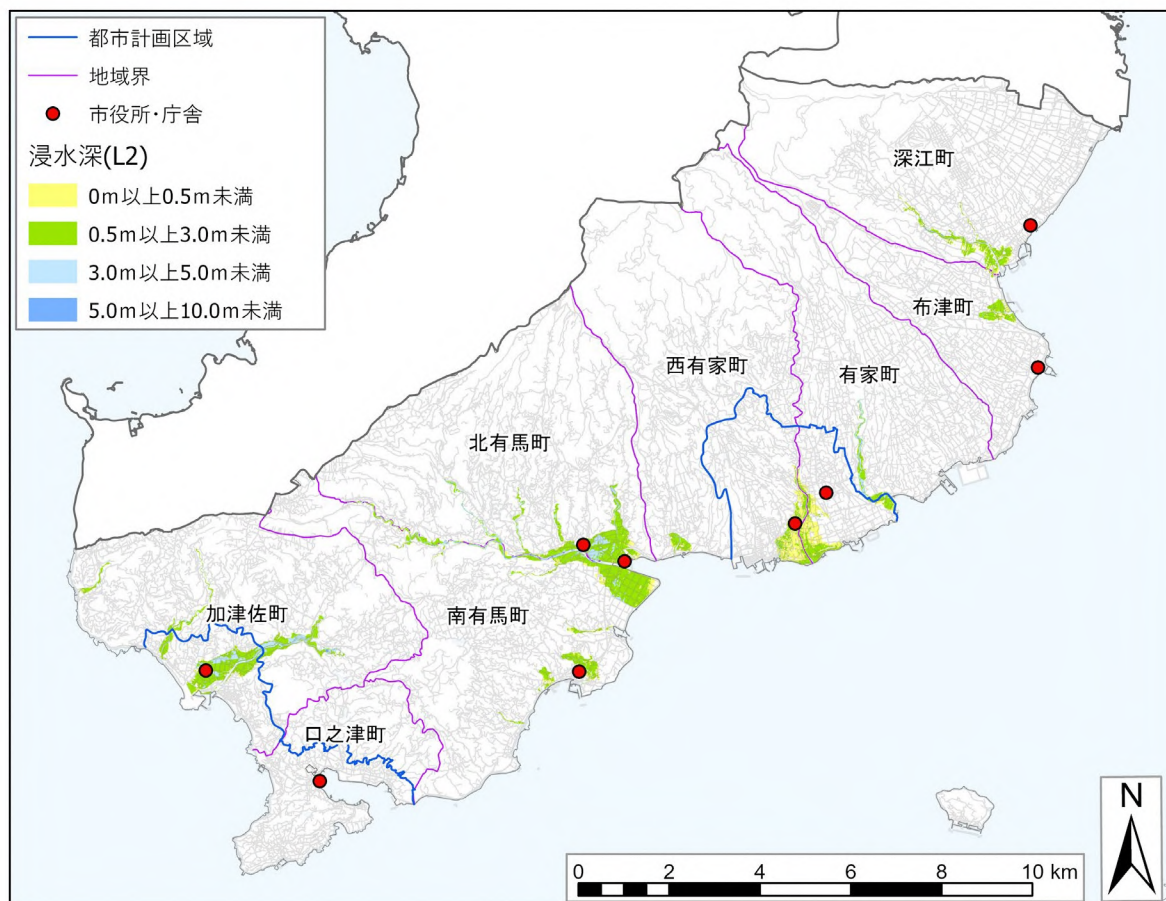


図 45 洪水浸水想定区域 (L2: 浸水深)

(2) 洪水浸水想定区域（L2：家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））

有家川沿いの一部が家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）に指定されている。

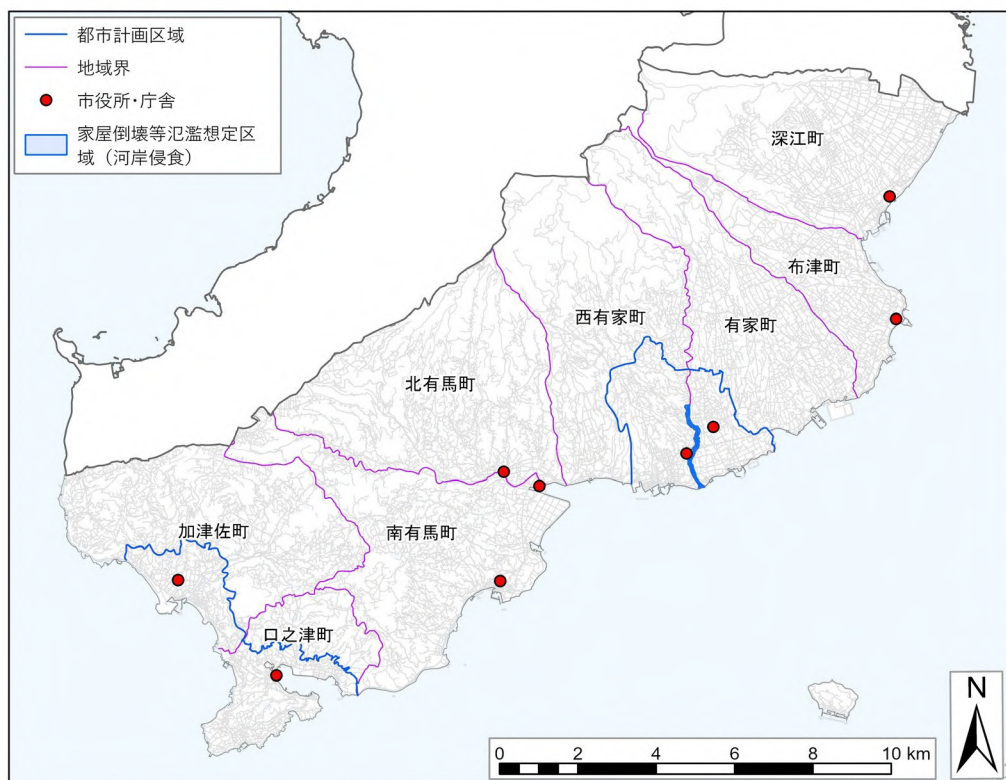


図 46 洪水浸水想定区域（L2：家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））



図 47 洪水浸水想定区域（L2：家屋倒壊等氾濫想定区域（河川侵食）） 有家・西有家地域）

(3) 洪水浸水想定区域（L2：浸水継続時間）

有家川河口付近に浸水継続時間12時間未満の区域があり、区域内には市役所が含まれる。

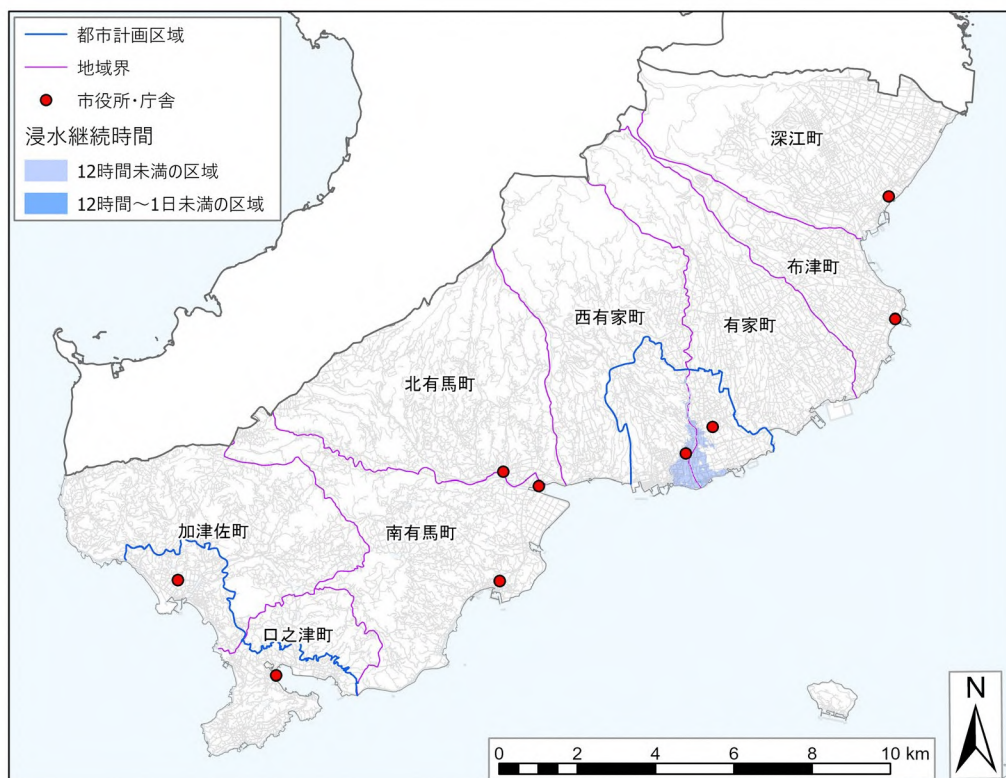


図 48 洪水浸水想定区域（L2：浸水継続時間）

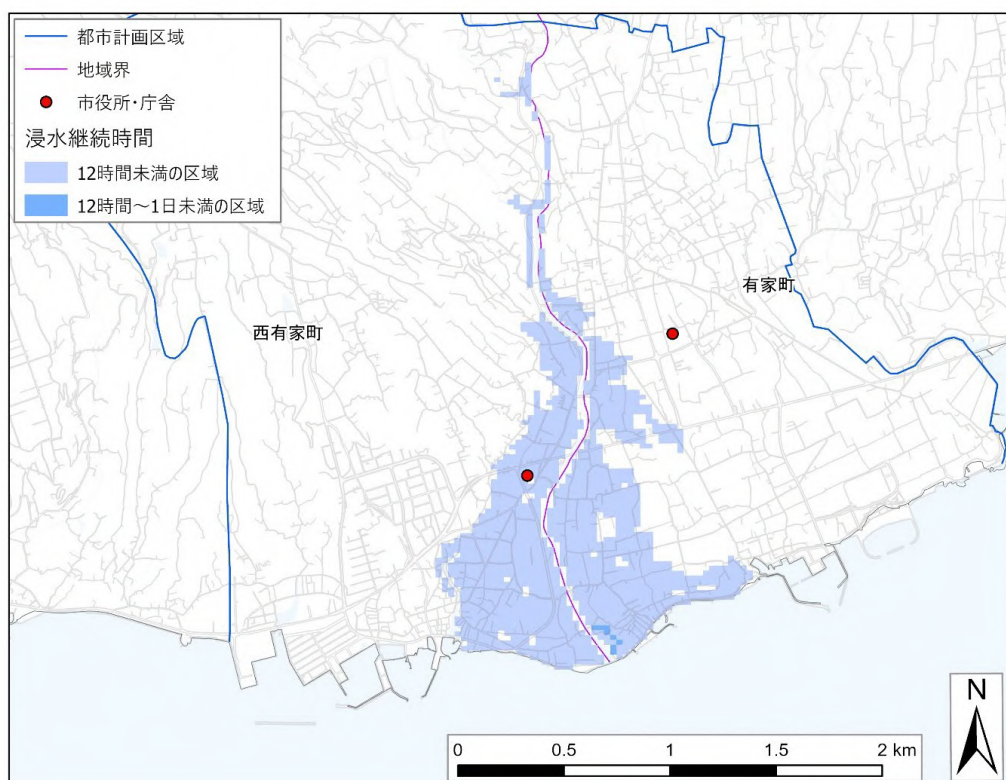


図 49 洪水浸水想定区域（L2：浸水継続時間 有家・西有家地域）

2) 津波災害

(1) 津波浸水想定区域

有明海沿岸部が津波浸水想定区域に指定されており、深江町、布津町、北有馬町、南有馬町では、内陸部まで浸水が予測されている。深江町、布津町には浸水深2m以上5m未満の区域が存在する。

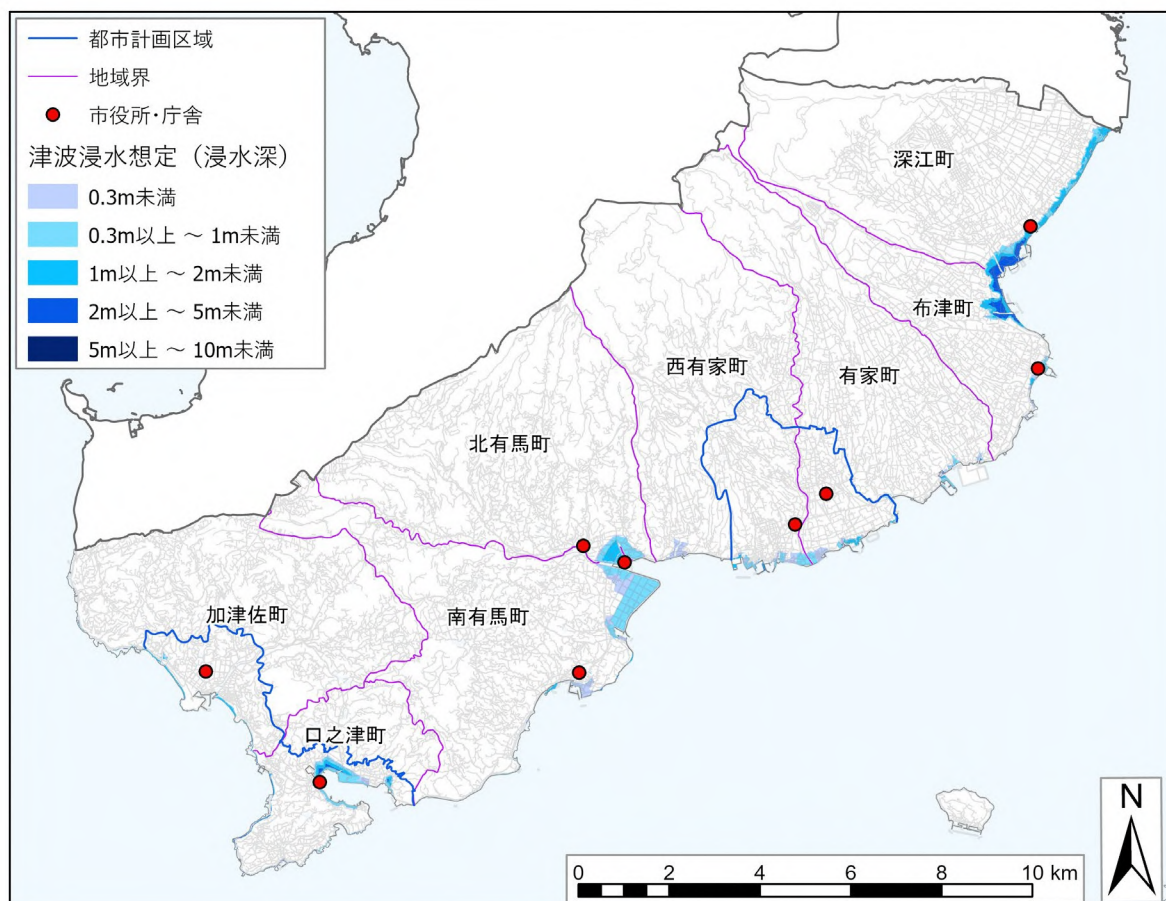


図 50 津波浸水想定区域

3) 土砂災害

(1) 土砂災害特別警戒区域

山間部を中心に市全域に土砂災害警戒区域が指定されており、土砂災害特別警戒区域に指定されている区域も存在する。都市計画区域内では西有家町、口之津町、加津佐町において土砂災害特別警戒区域に指定されている区域が複数箇所存在する。

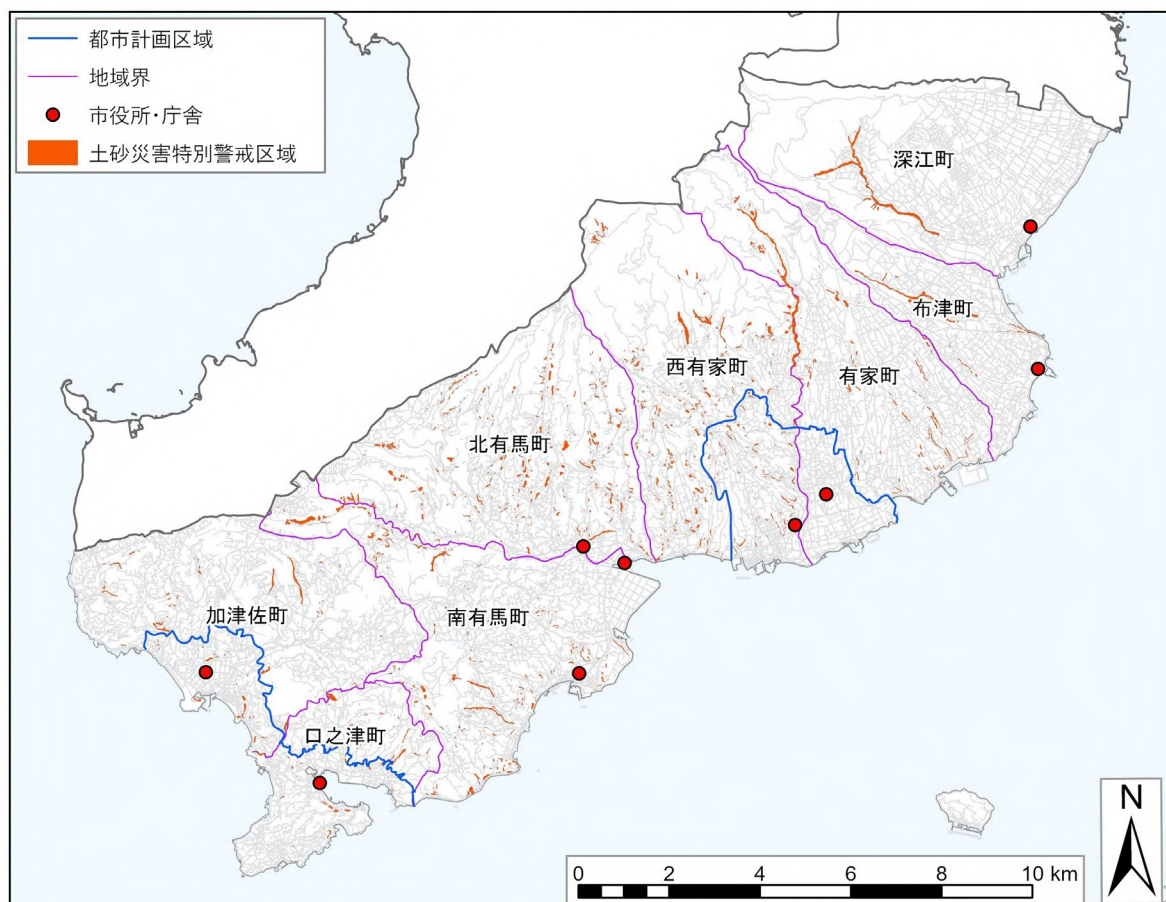


図 51 土砂災害特別警戒区域

(2) 土砂災害警戒区域

山間部を中心に土砂災害警戒区域が複数箇所指定されており、特に市西部の山間部に面的に広がっている。都市計画区域内では、口之津町、加津佐町の広い範囲で土砂災害警戒区域が指定されている。

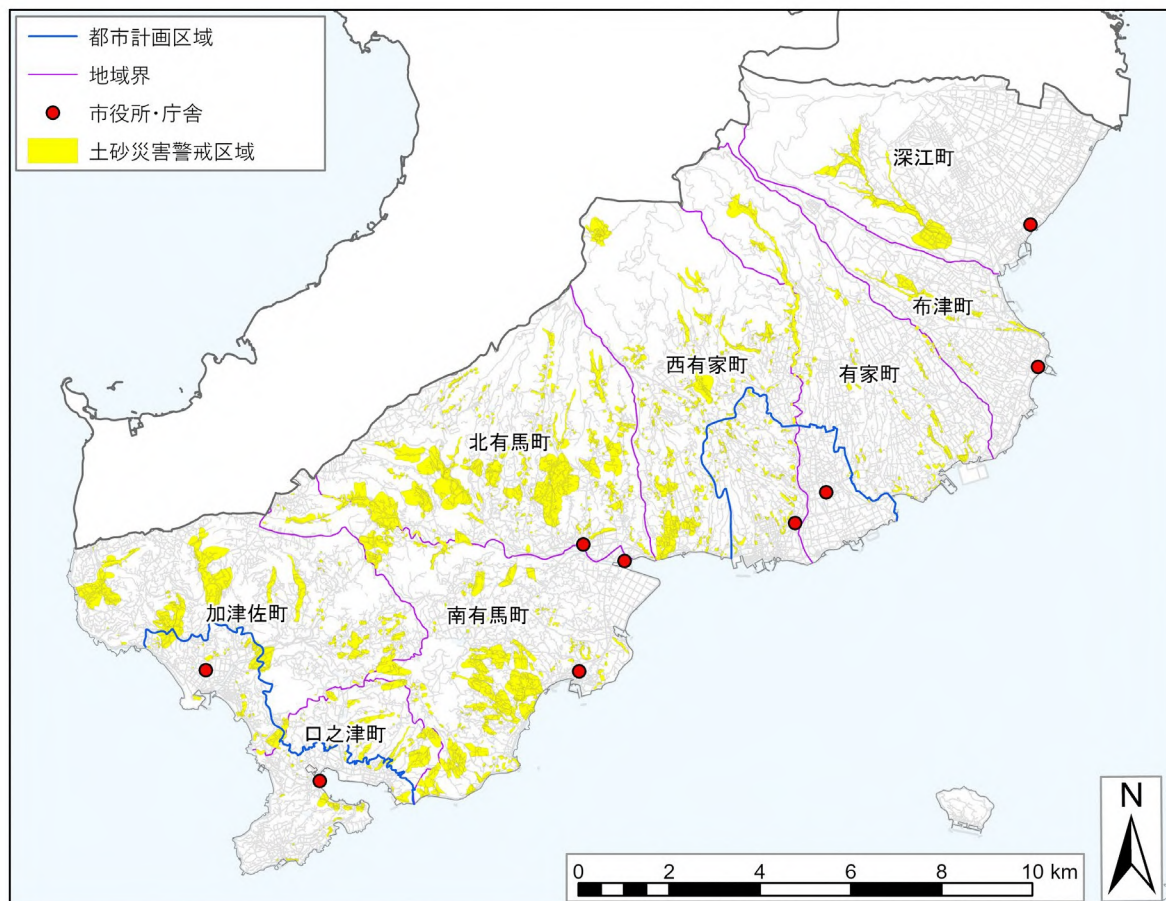


図 52 土砂災害警戒区域

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域は深江町以外の全ての地域で全14箇所が指定されている。



図 53 急傾斜地崩壊危険区域（深江・布津地域）

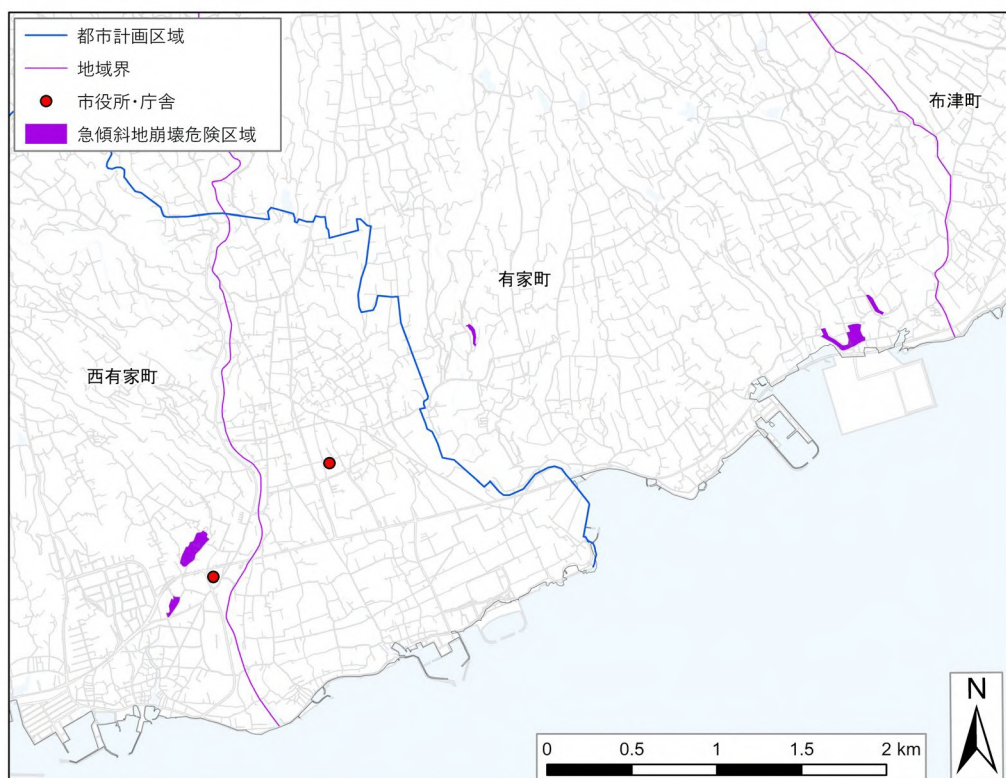


図 54 急傾斜地崩壊危険区域（有家・西有家地域）



図 55 急傾斜地崩壊危険区域（南有馬町）

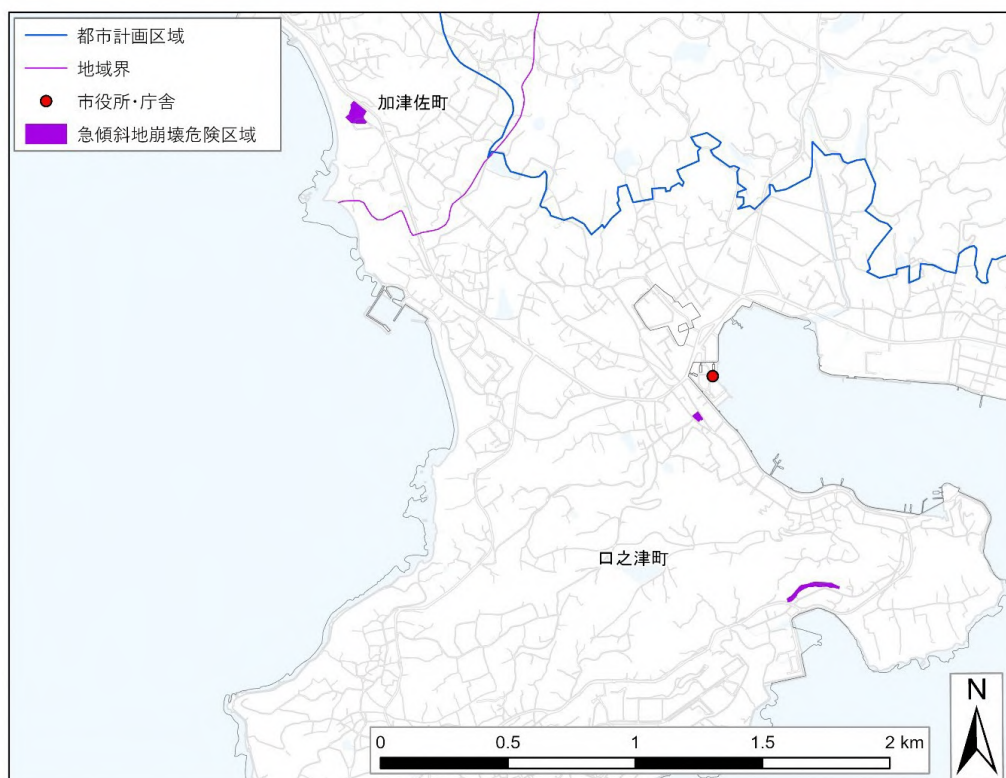


図 56 急傾斜地崩壊危険区域（口之津・加津佐地域）

(4) 地すべり防止区域

地すべり防止区域は南有馬町、口之津町、加津佐町の広範囲に面的に指定されている。北有馬町にも2箇所指定されている。

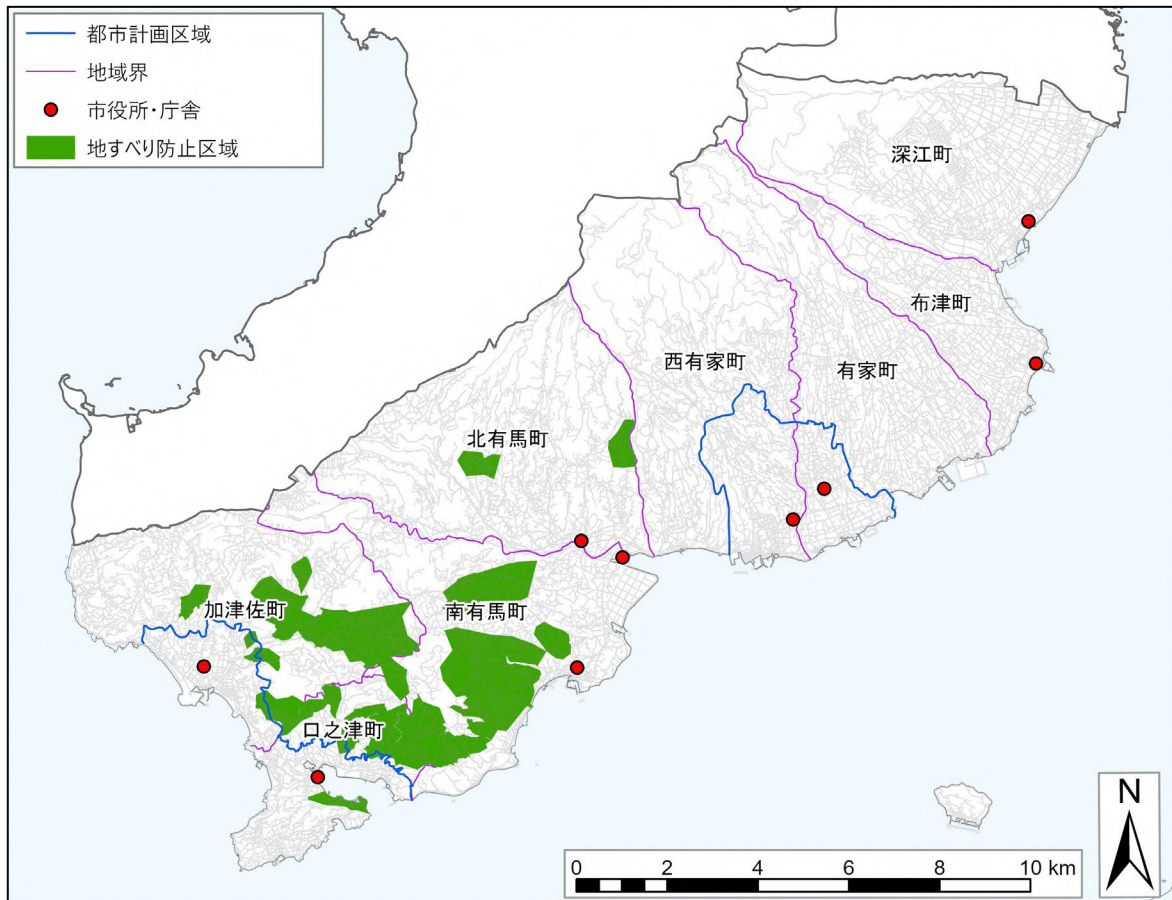


図 57 地すべり防止区域

(5) 大規模盛土造成地

大規模盛土造成地は、深江町、布津町、南有馬町に計5箇所指定されている。

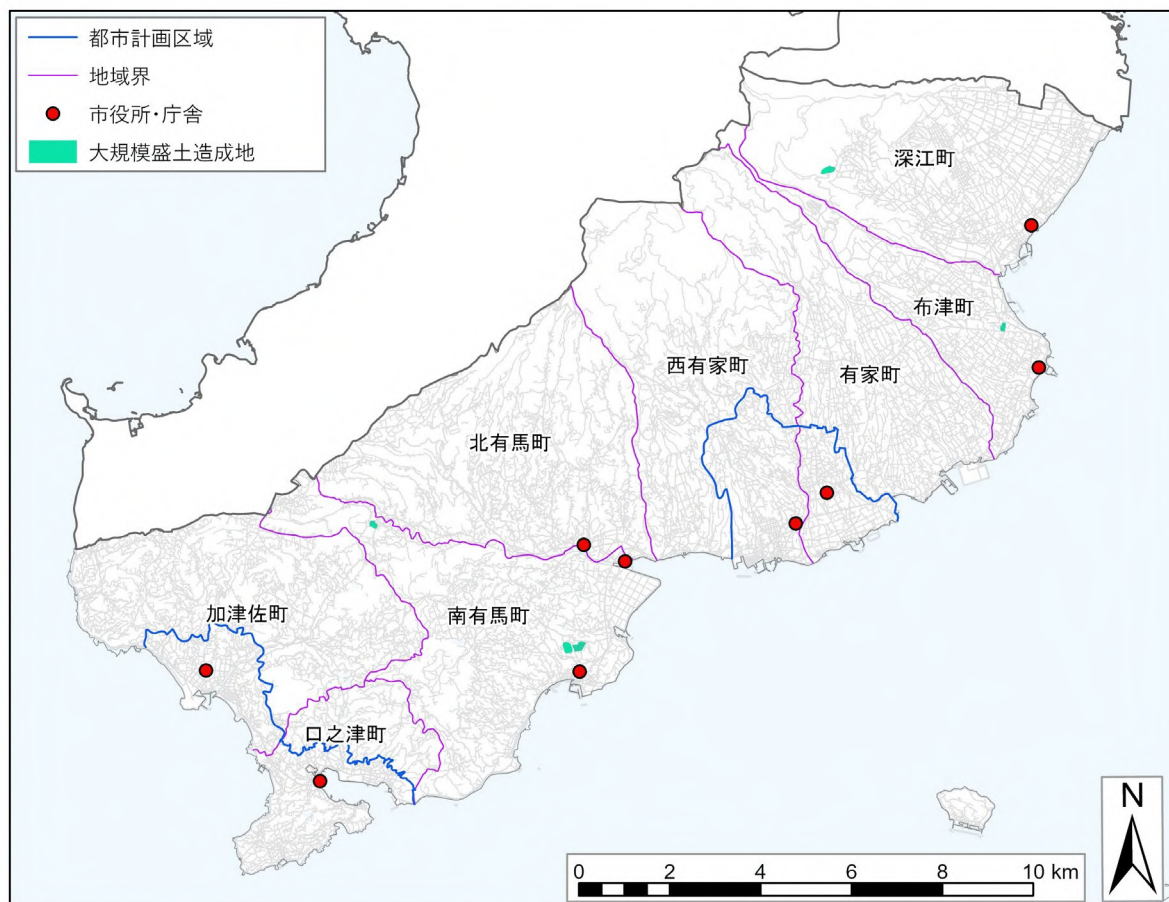


図 58 大規模盛土造成地

4) ため池浸水想定区域

ため池浸水想定区域は、深江町、布津町以外で指定されており、概ね浸水深3.0m未満であるが、北有馬町、南有馬町、加津佐町で浸水深5.0m以上の箇所が一部存在する。

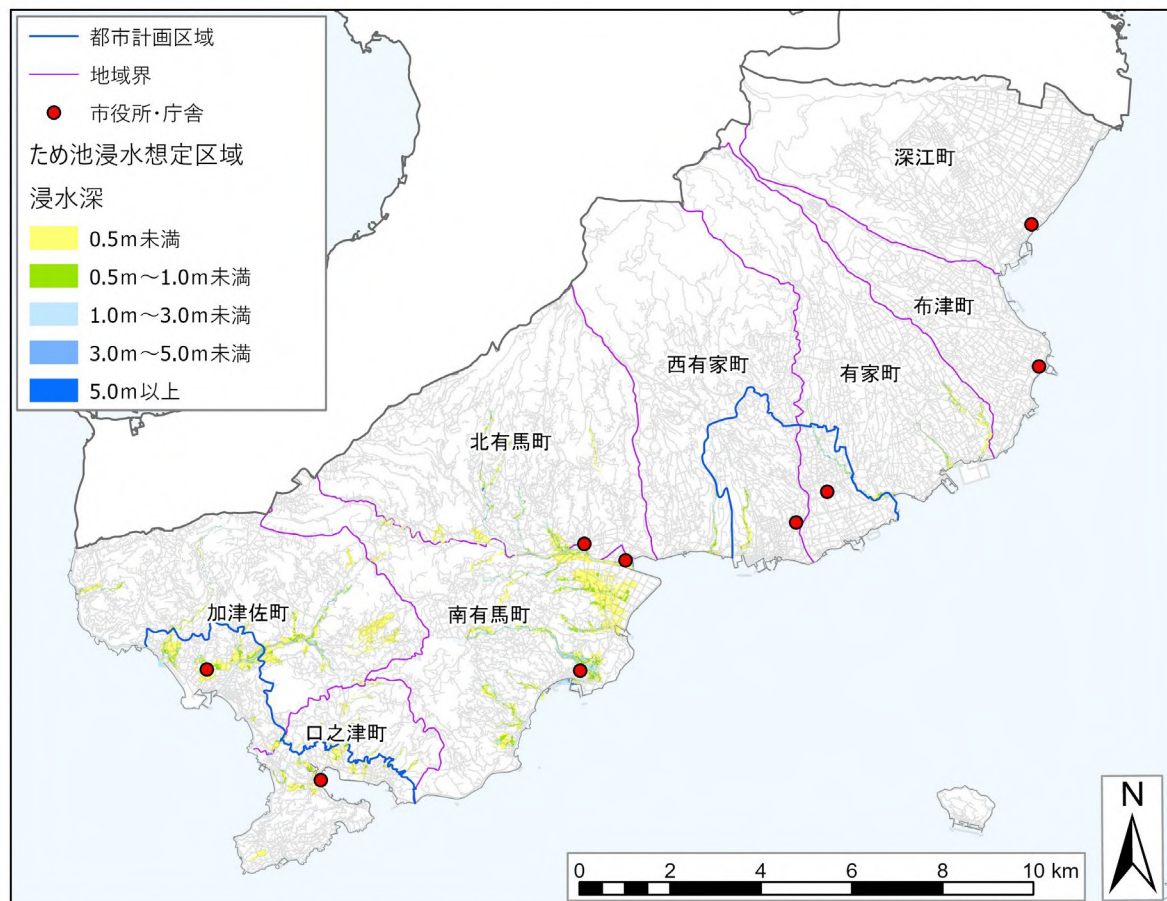


図 59 ため池浸水想定区域

5) 火山災害

雲仙岳の想定火口からの大きな噴石、火砕流及び火砕サージ、溶岩流の影響範囲に深江町の北東部に位置する、大野木場周辺が指定されている。

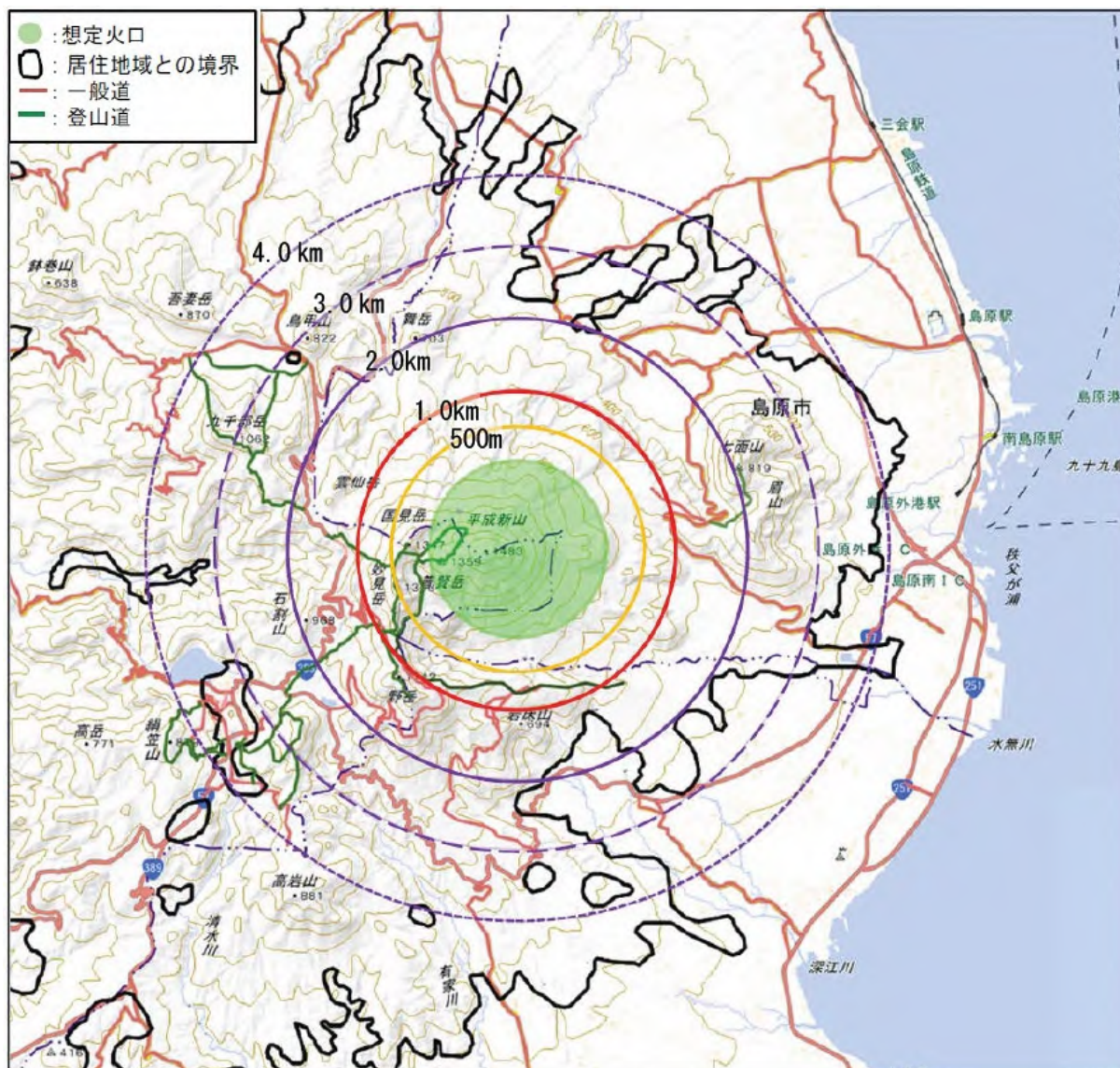


図 60 想定火口からの大きな噴石の影響範囲

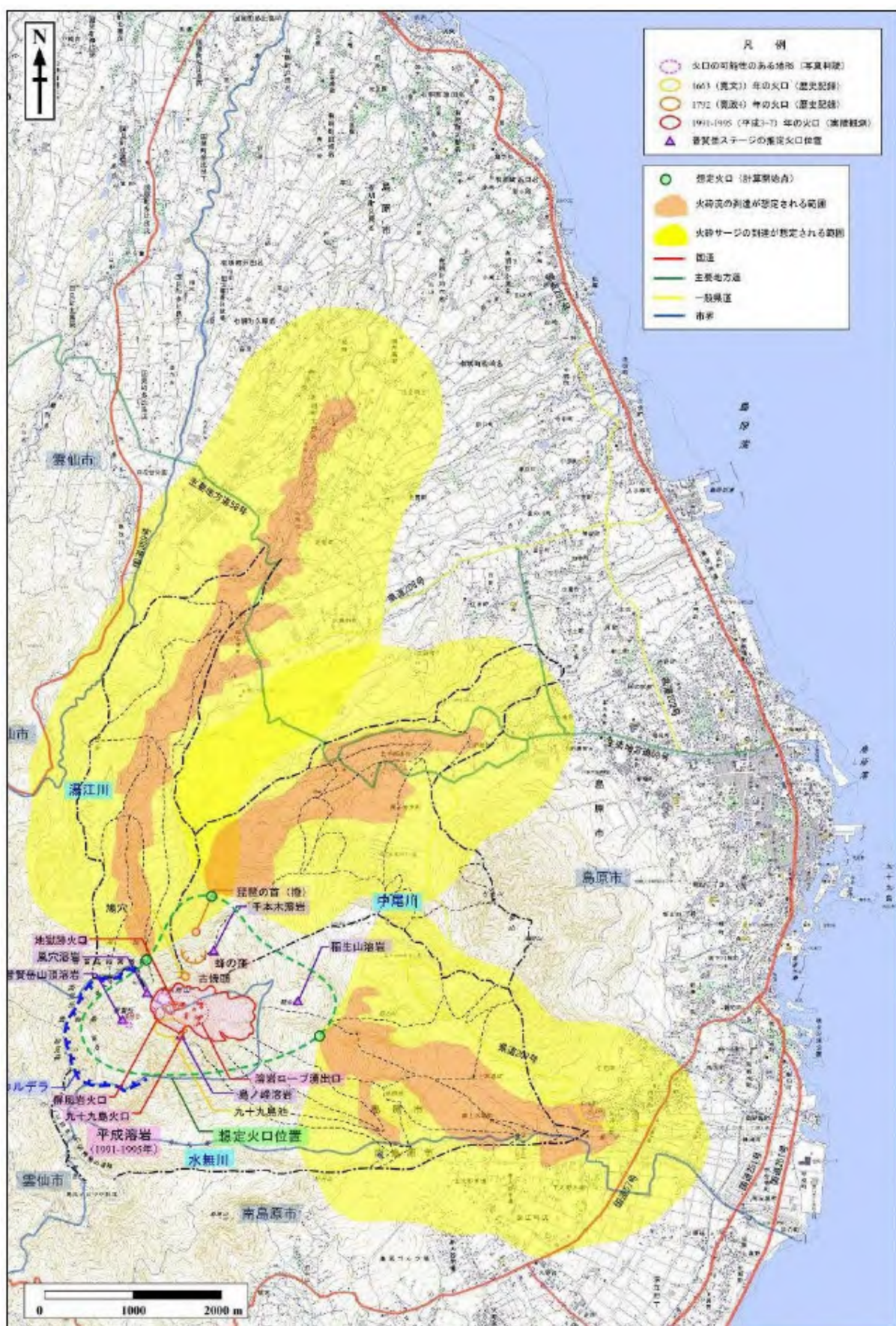


図 61 火砕流及び火砕サージの影響範囲

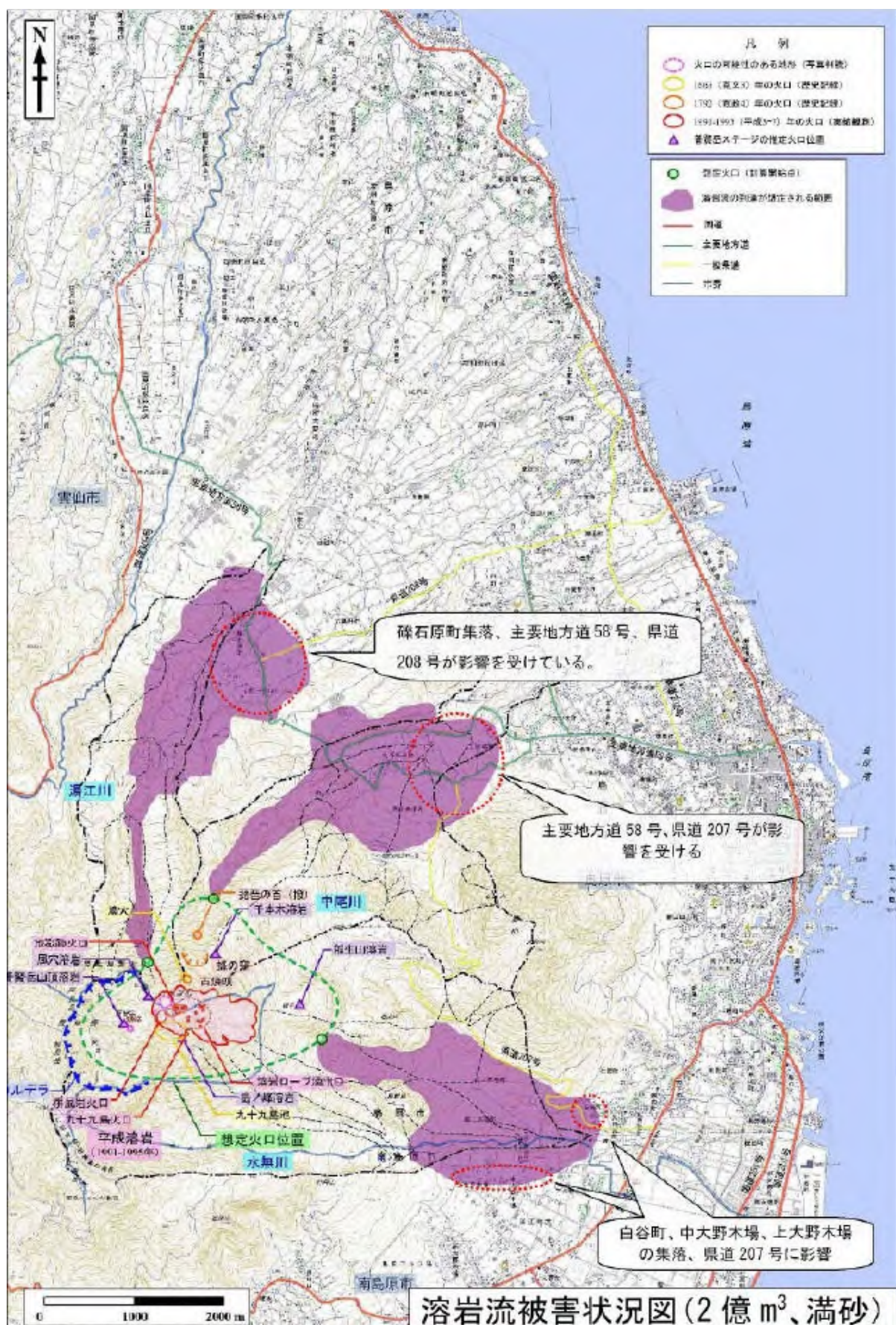


図 62 溶岩流の影響範囲

3 災害リスクの高い地域等の抽出

1) ハザード情報・都市の情報の重ね合わせ

前項で収集・整理した災害ハザード情報と都市の情報を重ね合わせることで、災害リスクの高い地域の抽出を行う。各種災害ハザード情報に重ねる情報及び分析の視点は下表のとおりとする。

表 14 重ね合わせる都市の情報

重ねる情報	出典
建物・建物階数	令和 5 年度南島原市都市計画基礎調査
要配慮者利用施設	介護サービス情報公開システム（福祉施設） 地域医療情報システム（医療施設） 南島原市地域防災計画（洪水、土砂災害） 南島原市 HP（福祉施設、保育施設） 南島原市資料（保育施設、教育施設、医療施設）
指定避難所・指定緊急避難場所	南島原市 HP
緊急輸送道路	国土数値情報（令和 2 年 3 月時点）

表 15 重ね合わせる災害ハザード情報

災害ハザード情報	都市の情報	分析の視点
洪水浸水想定（L2） ・浸水深 ・家屋倒壊等氾濫想定区域	建物階数	垂直避難に対応できるか
	要配慮者利用施設	施設が継続的に利用できるか
	指定避難所・ 指定緊急避難場所	避難施設が活用できるか
	緊急輸送道路	緊急輸送道路として活用可能か
津波浸水想定区域	建物階数	垂直避難に対応できるか
	要配慮者利用施設	施設が継続的に利用できるか
	指定避難所・ 指定緊急避難場所	避難施設が活用できるか
	緊急輸送道路	緊急輸送道路として活用可能か
土砂災害特別警戒区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域	建物分布	家屋の損壊や倒壊のおそれがあるか
	要配慮者利用施設	施設が継続的に利用できるか
土砂災害警戒区域	指定避難所・ 指定緊急避難場所	避難施設が活用できるか
	緊急輸送道路	緊急輸送道路として活用可能か

2) 洪水災害リスクによる分析

(1) 洪水浸水想定区域（L2：浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域）×建物階数

浸水想定区域内の建物は垂直避難が可能である2階建てが多いものの、浸水深0.5m～3.0m未満の区域に平屋建てが点在している。北有馬町、加津佐町では、浸水深3.0m以上の区域に平屋建てが多数立地している。

また、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内にも建物が多数立地している。

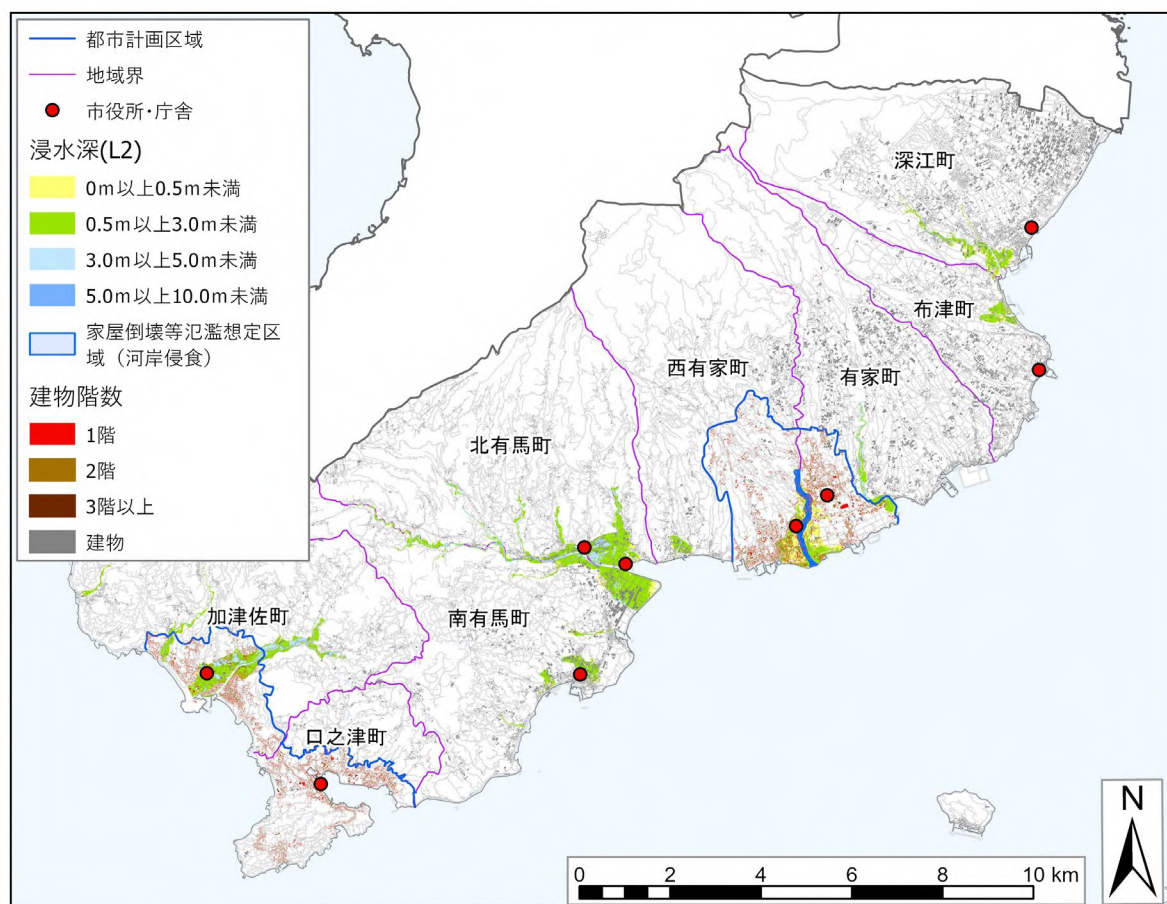


図 63 洪水浸水想定区域（L2）と建物階数

(2) 洪水浸水想定区域（L2：浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域）×要配慮者利用施設

浸水想定区域内に要配慮者利用施設が多数立地している。

有家町と西有家町では、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内に、要配慮者利用施設が立地している。

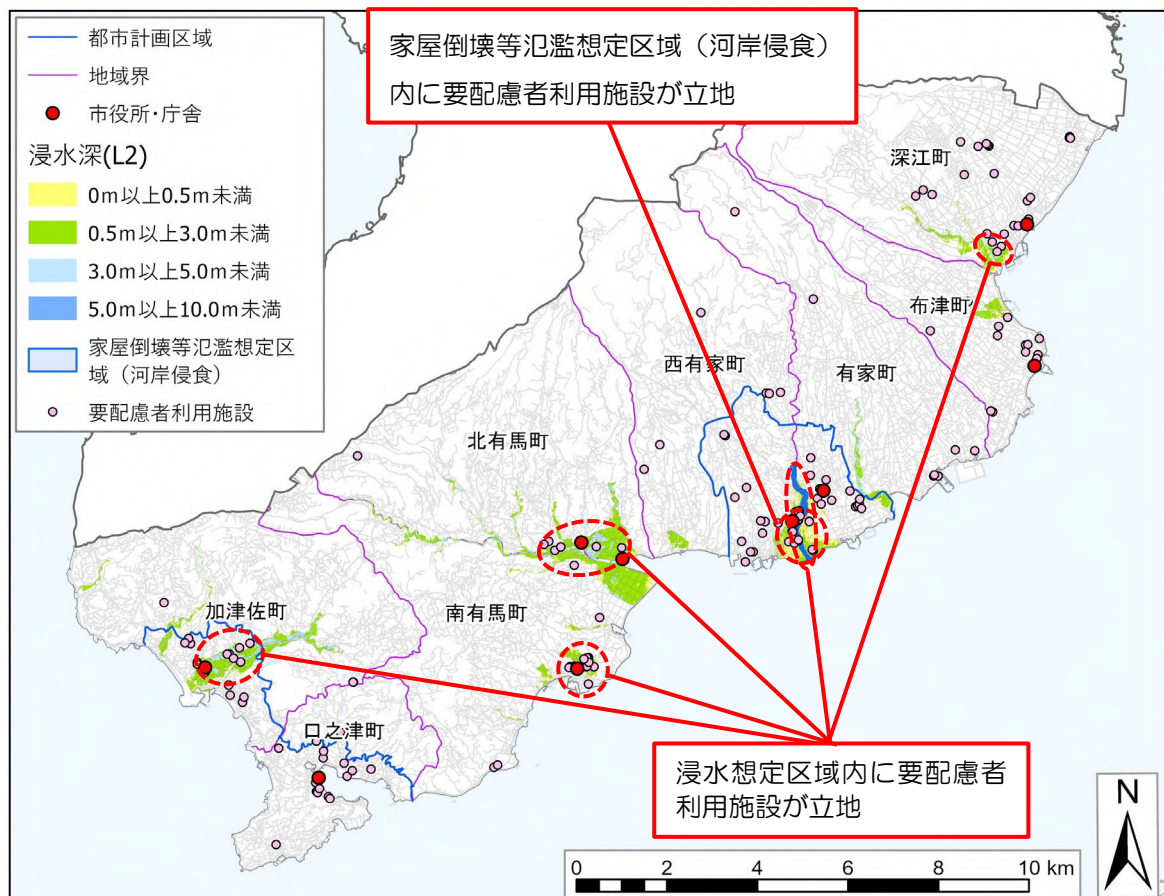


図 64 洪水浸水想定区域（L2）と要配慮者利用施設

(3) 洪水浸水想定区域（L2：浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域）×指定避難所・指定緊急避難場所

北有馬町、南有馬町、加津佐町において、洪水浸水想定区域内に指定避難所・指定緊急避難場所が立地している。

また、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内には、指定避難所・指定緊急避難場所は立地していない。

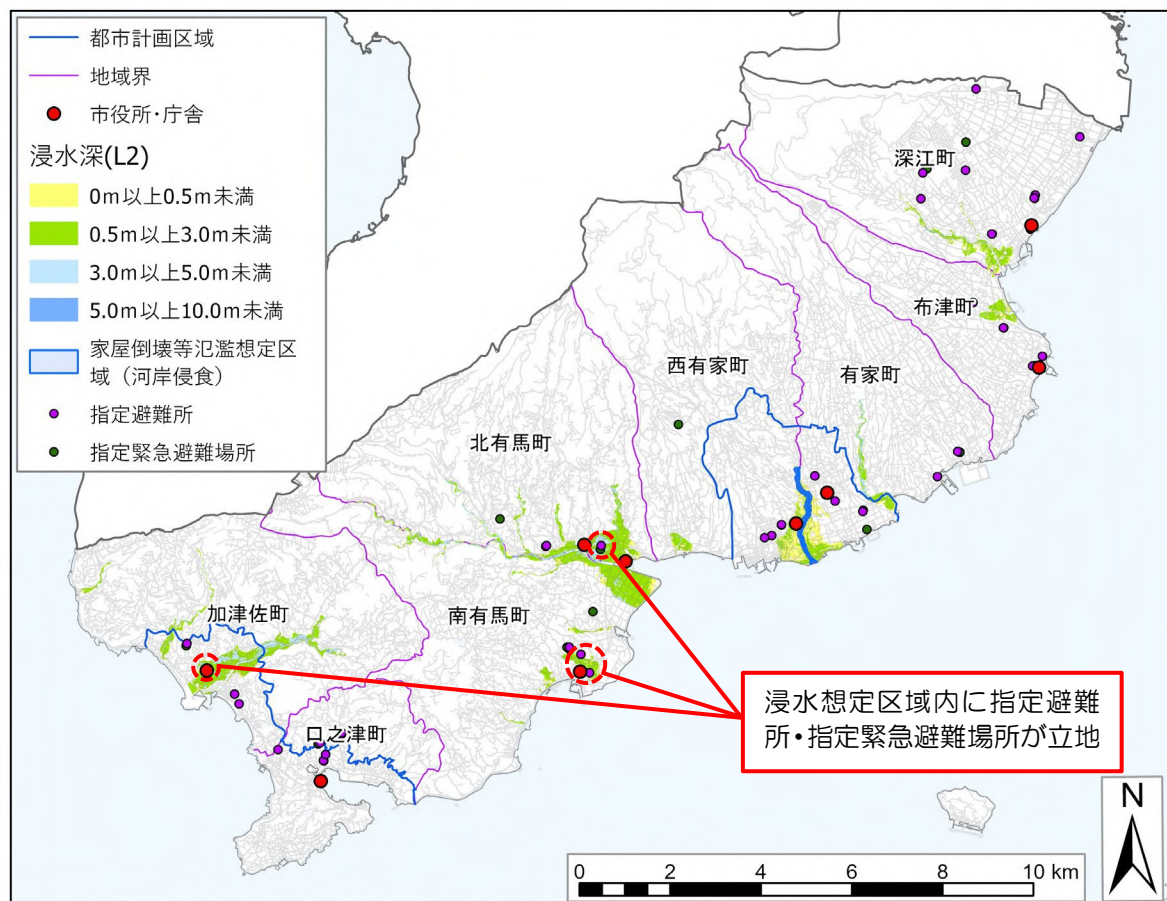


図 65 洪水浸水想定区域（L2）と指定避難所・指定緊急避難場所

(4) 洪水浸水想定区域（L2：浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域）×緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路は、洪水浸水想定区域内、第2次緊急輸送道路である国道251号や主要地方道小浜北有馬線、国道389号が洪水浸水想定区域と重なっている。また、国道251号の一部は家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）と重なっており、災害時に道路が通行不能になるおそれがある。



図 66 洪水浸水想定区域（L2）緊急輸送道路

3) 津波災害リスクによる分析

(1) 津波浸水想定区域×建物階数（建物分布）

深江町、布津町では、浸水深2m以上5m未満の区域に建物が多数立地している。

有家町、西有家町では、津波浸水想定区域内に建物が多数立地しており、浸水深1m以上2m未満の区域に平屋建てが多数立地している。

北有馬町、南有馬町では、津波浸水想定区域内に建物が多数立地しているが、浸水深1m以上2m未満の区域には、建物立地が少ない。

口之津町、加津佐町では、口之津庁舎周辺等で浸水深2m以上5m未満の区域に平屋建ての建物が立地している。

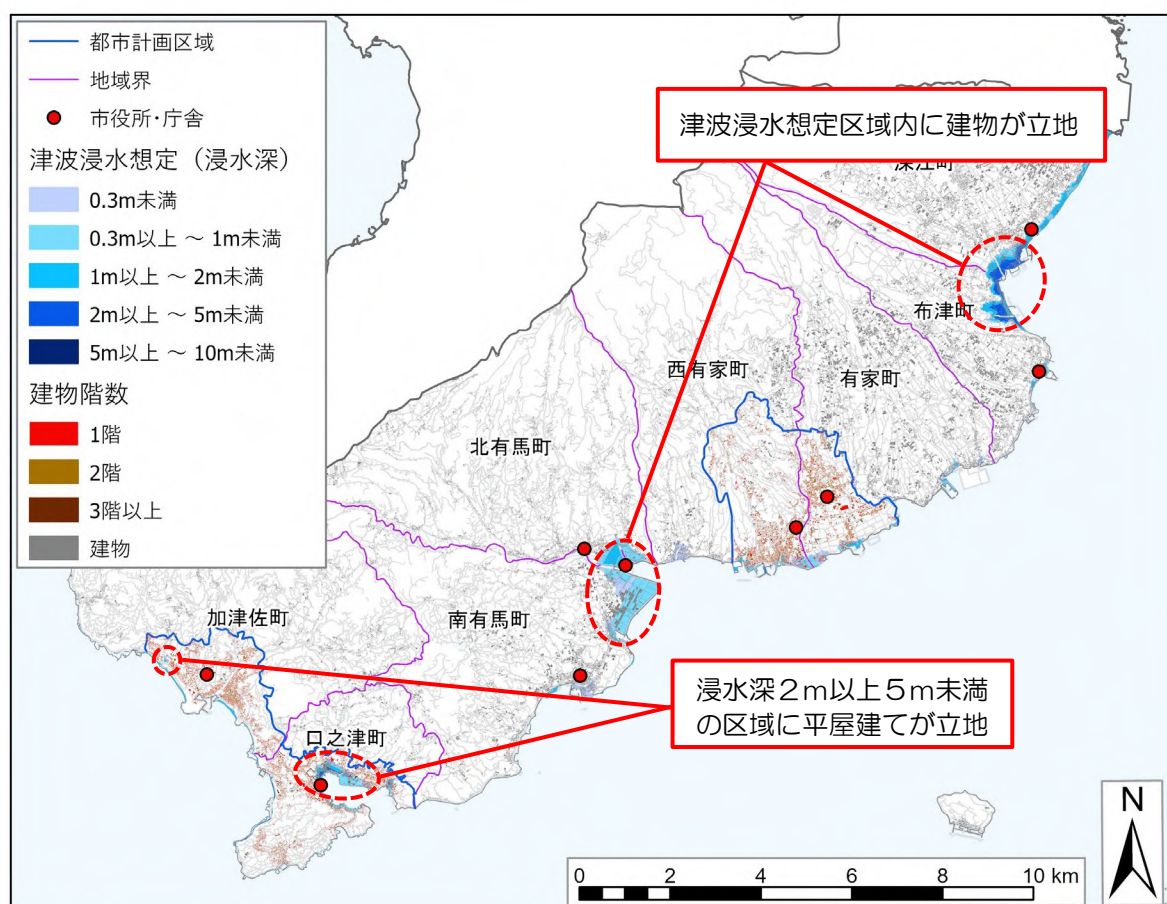


図 67 津波浸水想定区域と建物階数（建物分布）

(2) 津波浸水想定区域×要配慮者利用施設

市全域で津波浸水想定区域内に要配慮者利用施設が立地し、特に深江町、口之津町に多い。

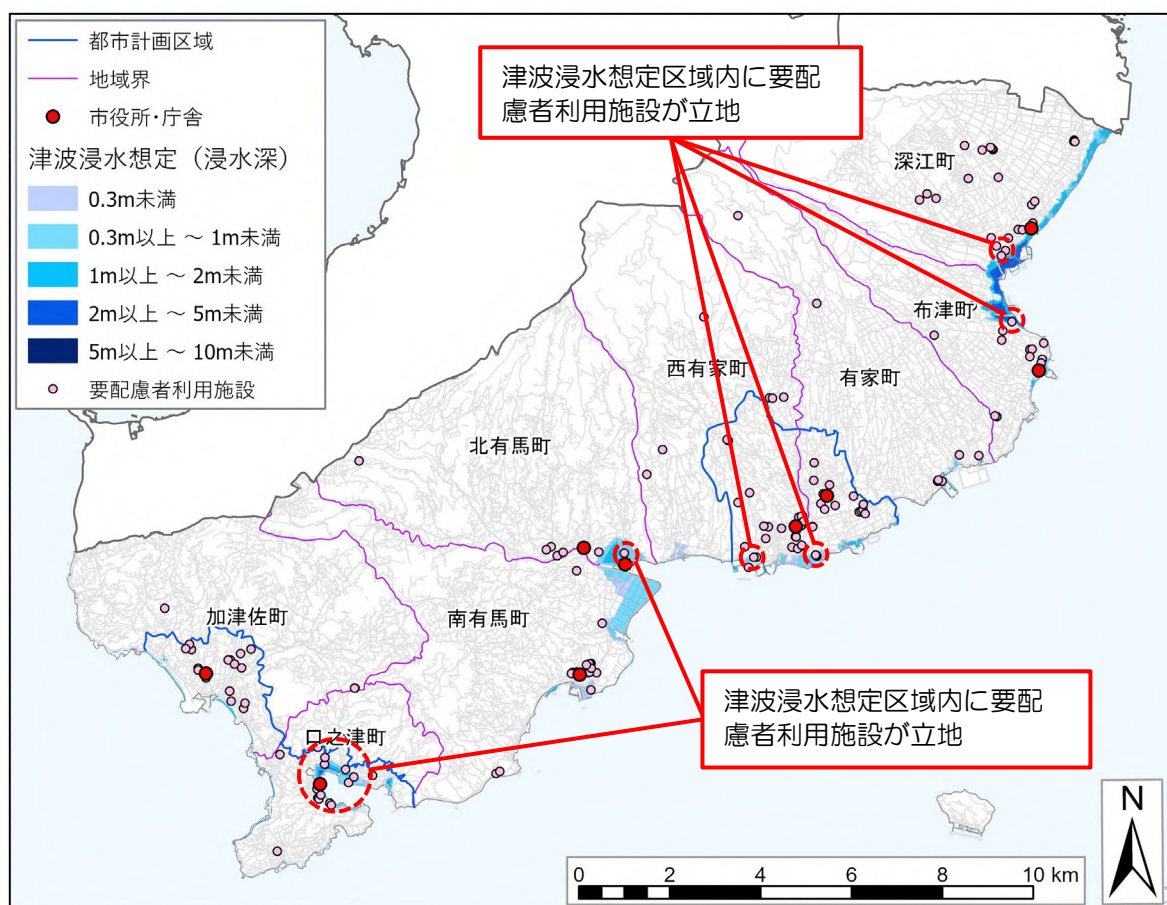


図 68 津波浸水想定区域と要配慮者利用施設

(3) 津波浸水想定区域×指定避難所・指定緊急避難場所

深江町、口之津町の津波浸水想定区域内に指定避難所・指定緊急避難場所が立地している。

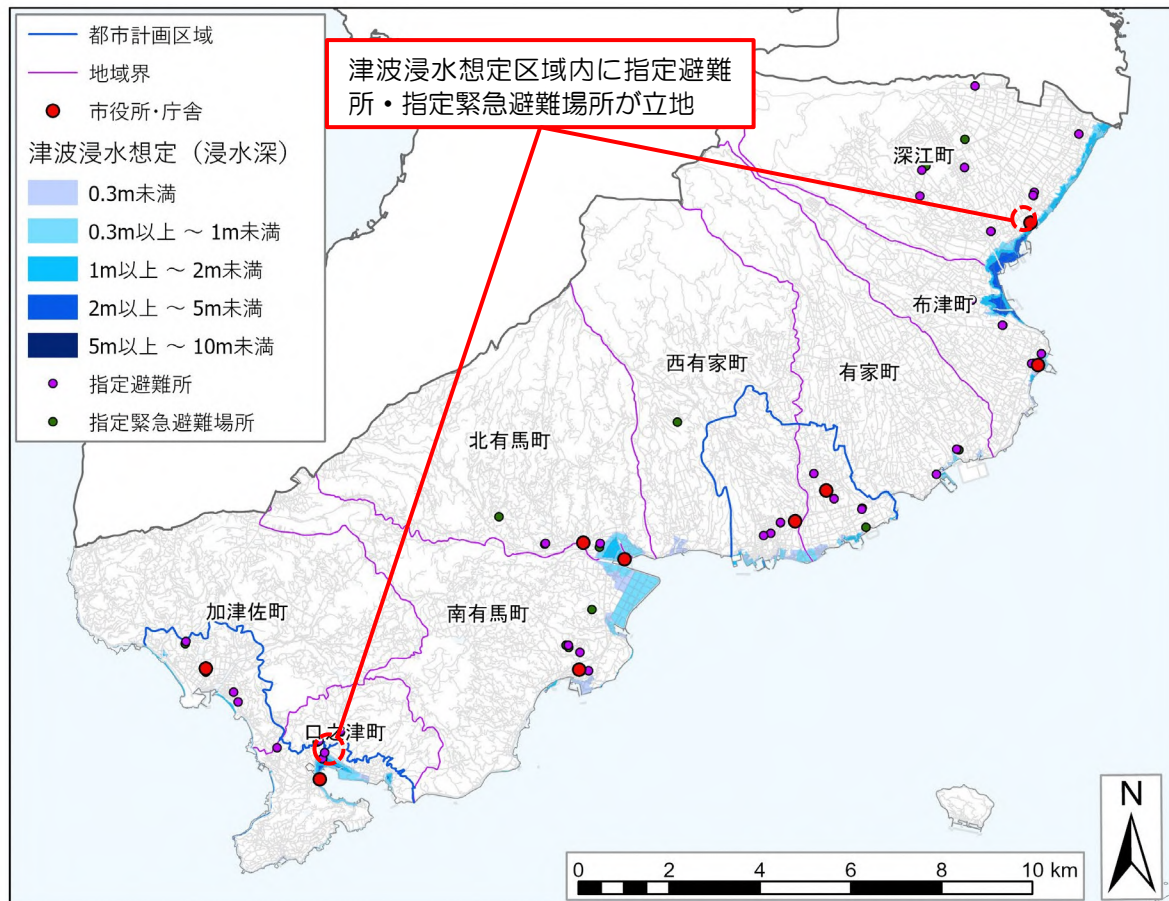


図 69 津波浸水想定区域と指定避難所・指定緊急避難場所

(4) 津波浸水想定区域×緊急輸送道路

緊急輸送道路が津波浸水想定区域と重複しており、津波発生時に緊急輸送道路である国道251号、国道389号、主要地方道小浜北有馬線が通行不能となるおそれがある。



図 70 津波浸水想定区域と緊急輸送道路

4) 土砂災害リスクによる分析

(1) 土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域×建物分布

市全域に土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域が存在し、周辺や区域内に建物が立地するエリアがある。特に、南有馬町、口之津町、加津佐町では、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域内に建物が多数立地している。

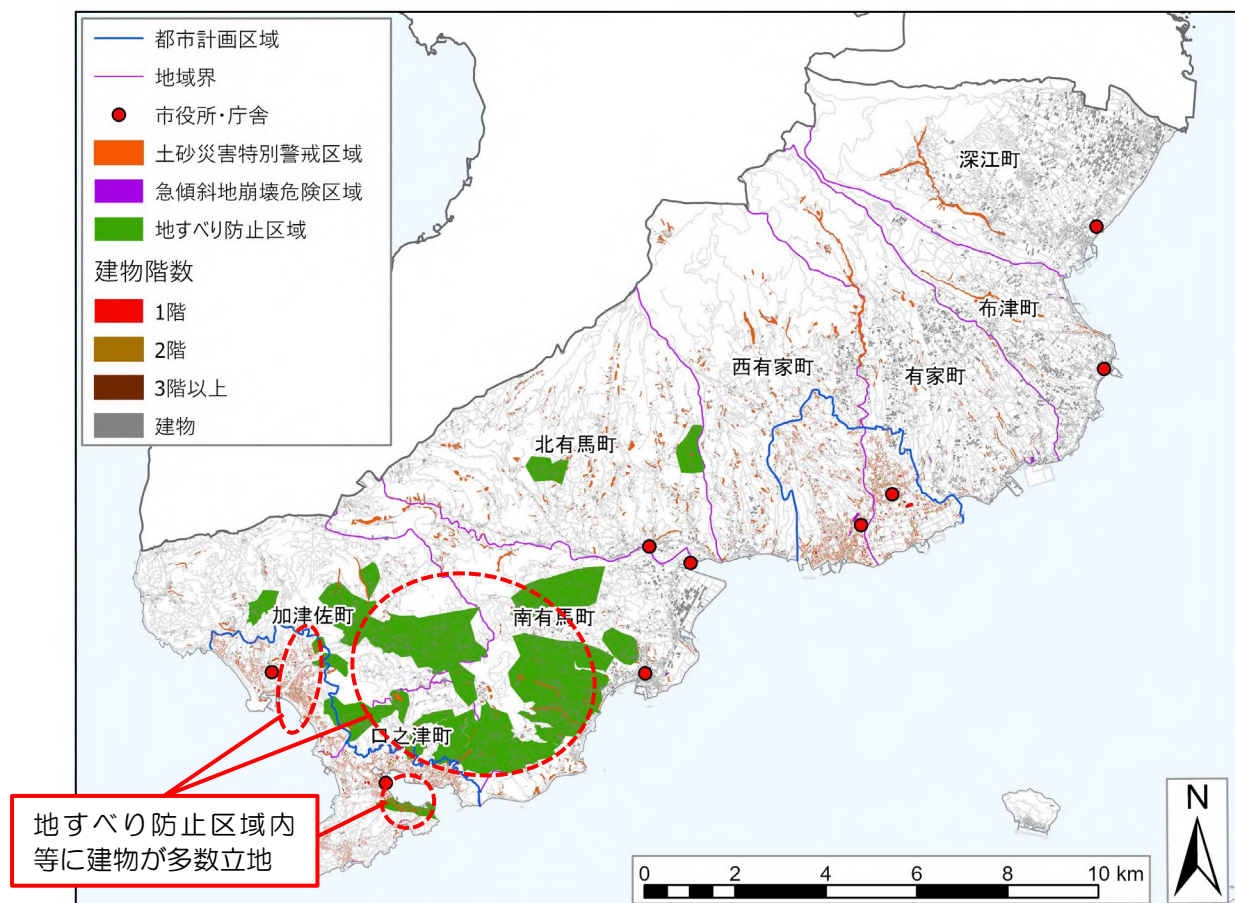


図 71 土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域と建物分布

(2) 土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域×要配慮者利用施設

有家町、口之津町では、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域内に要配慮者利用施設が立地している。

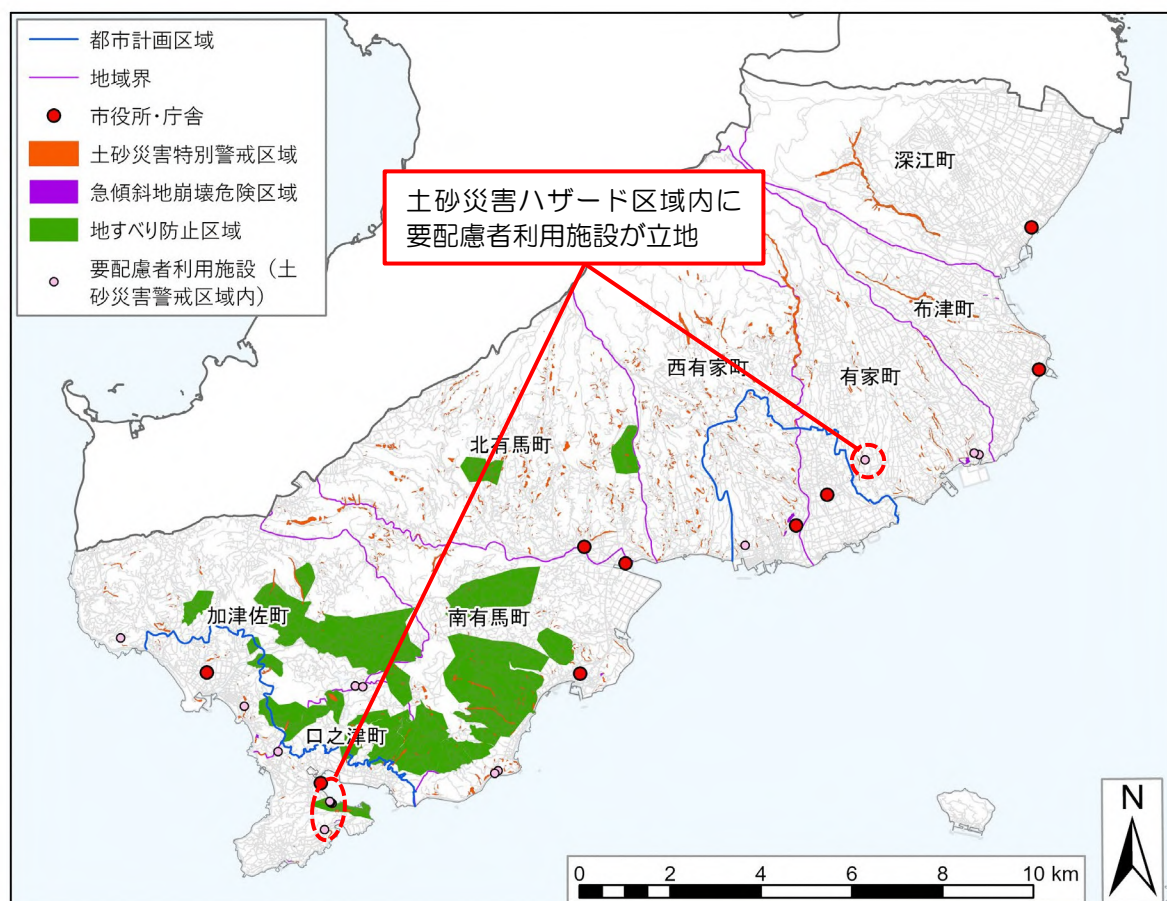


図 72 土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域と要配慮者利用施設

(3) 土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域×指定避難所・指定緊急避難場所

南有馬町で地すべり防止区域内に指定避難所・指定緊急避難場所が立地している。

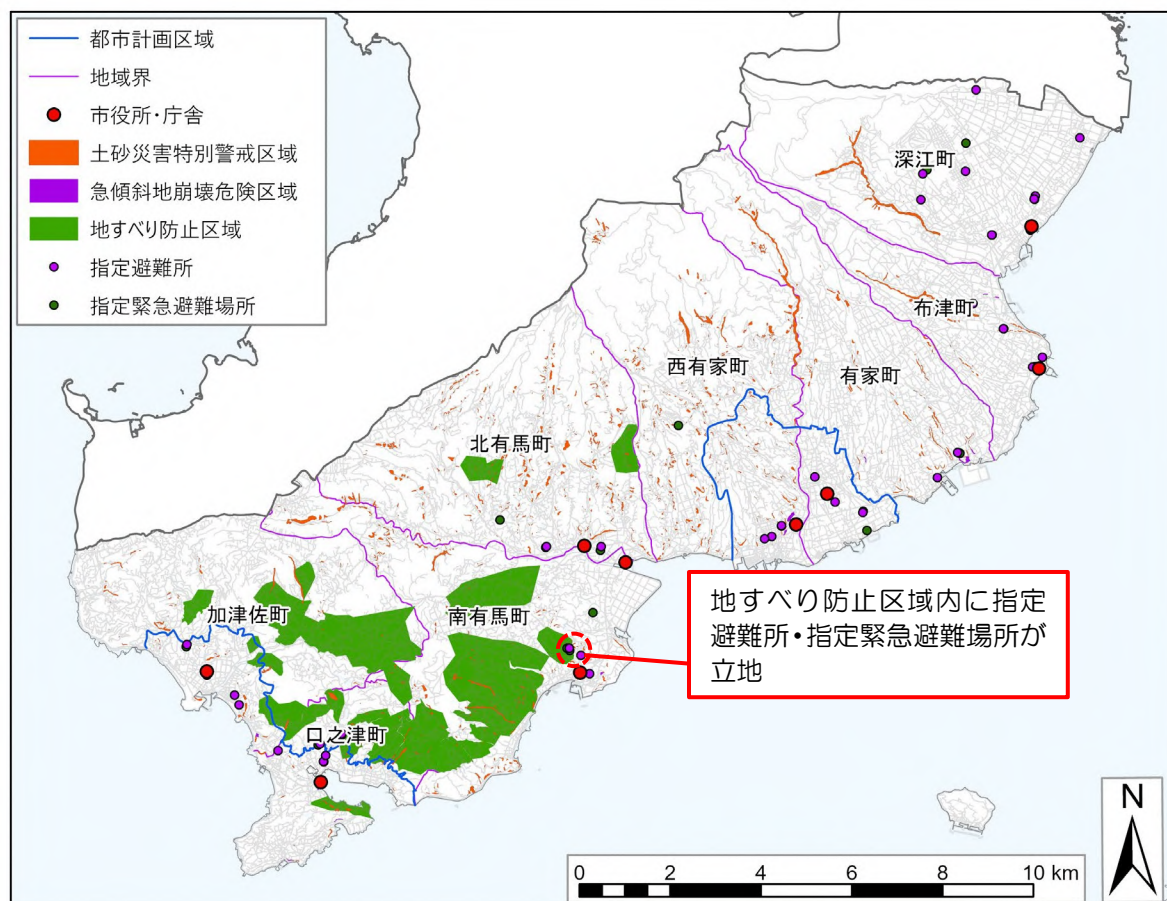


図 73 土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域と指定避難所・指定緊急避難場所

(4) 土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域×緊急輸送道路

山間部の一部区間において、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域と重複する部分があり、災害時に道路が通行不能になるおそれがある。

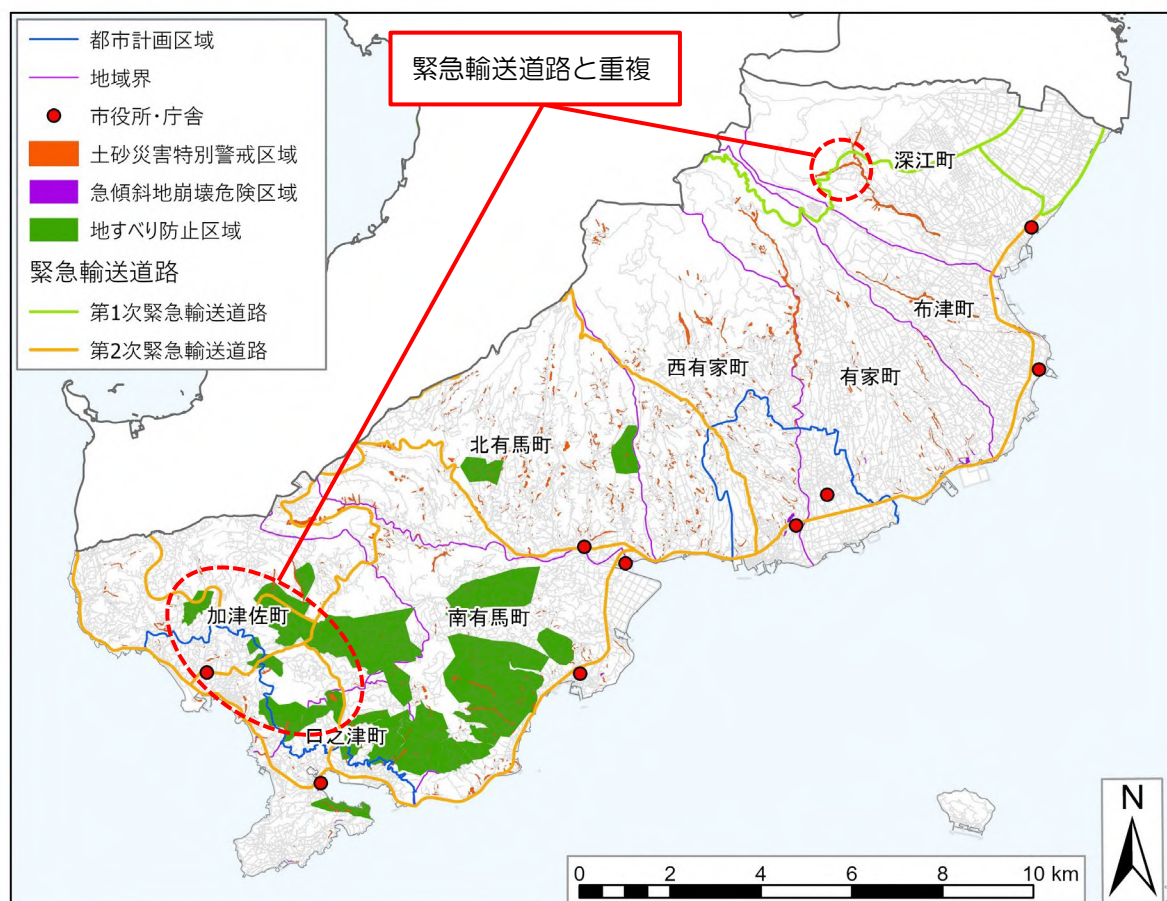


図 74 土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域と緊急輸送道路

(5) 土砂災害警戒区域×建物分布

市全域に土砂災害警戒区域が分布し、区域内に多くの建物が立地している。

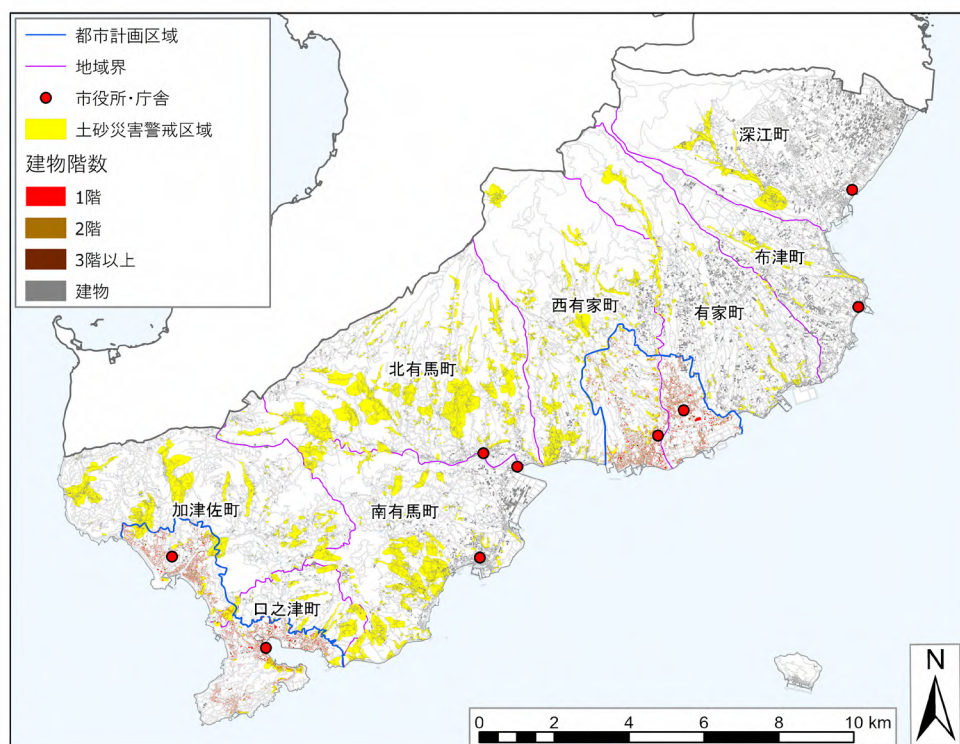


図 75 土砂災害警戒区域と建物分布

(6) 土砂災害警戒区域×要配慮者利用施設

市全域で土砂災害警戒区域内に立地している要配慮者利用施設は17施設である。

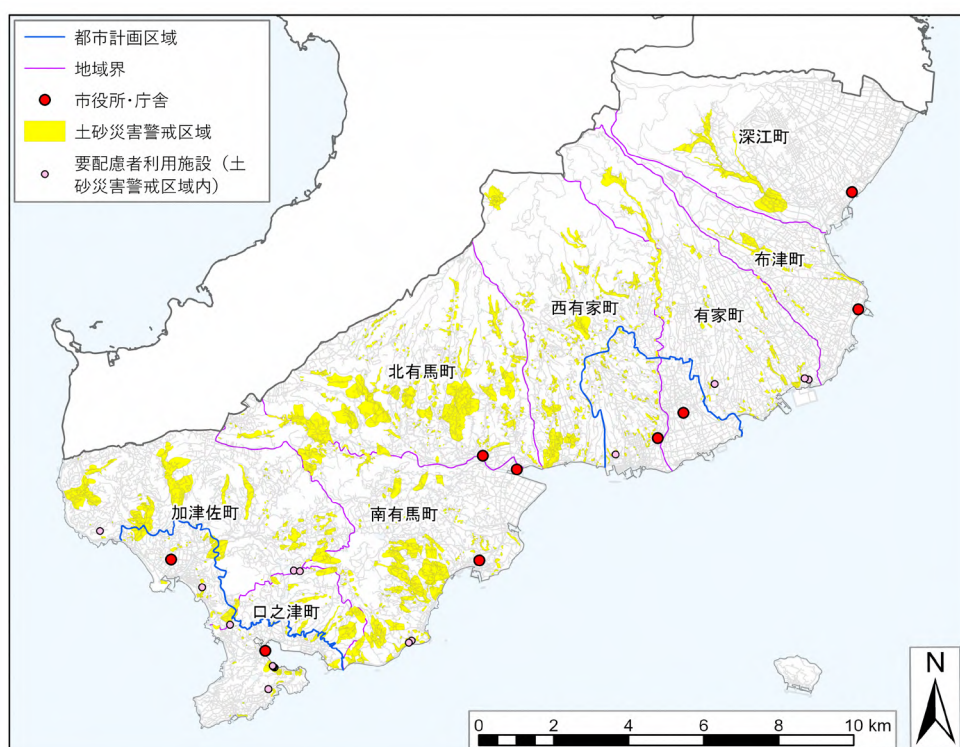


図 76 土砂災害警戒区域と要配慮者利用施設

(7) 土砂災害警戒区域×指定避難所・指定緊急避難場所

南有馬町で土砂災害警戒区域内に指定避難所が立地している。布津町と西有家町では敷地の一部が土砂災害警戒区域内にかかる施設が点在している。

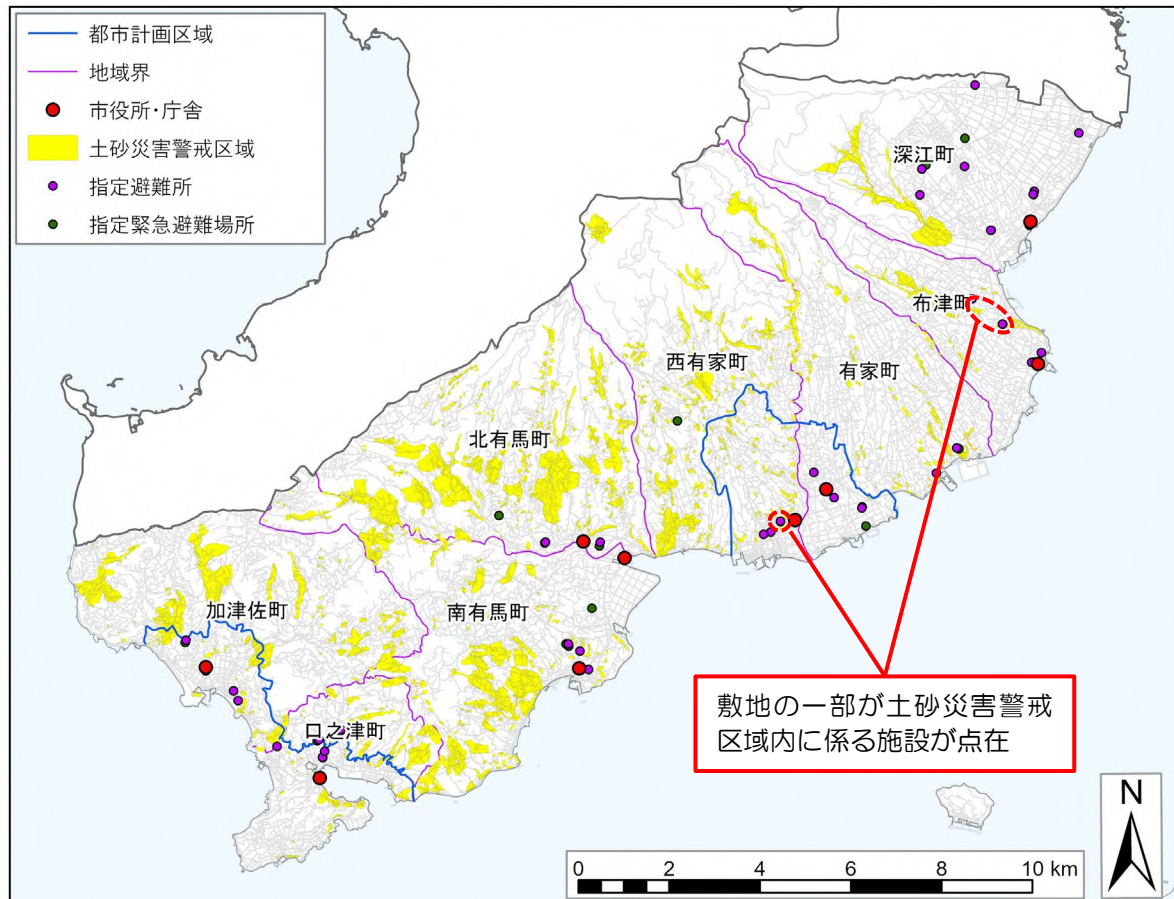


図 77 土砂災害警戒区域と指定避難所・指定緊急避難場所

(8) 土砂災害警戒区域×緊急輸送道路

山間部と海岸部の一部区間において、土砂災害警戒区域と緊急輸送道路が重複している。

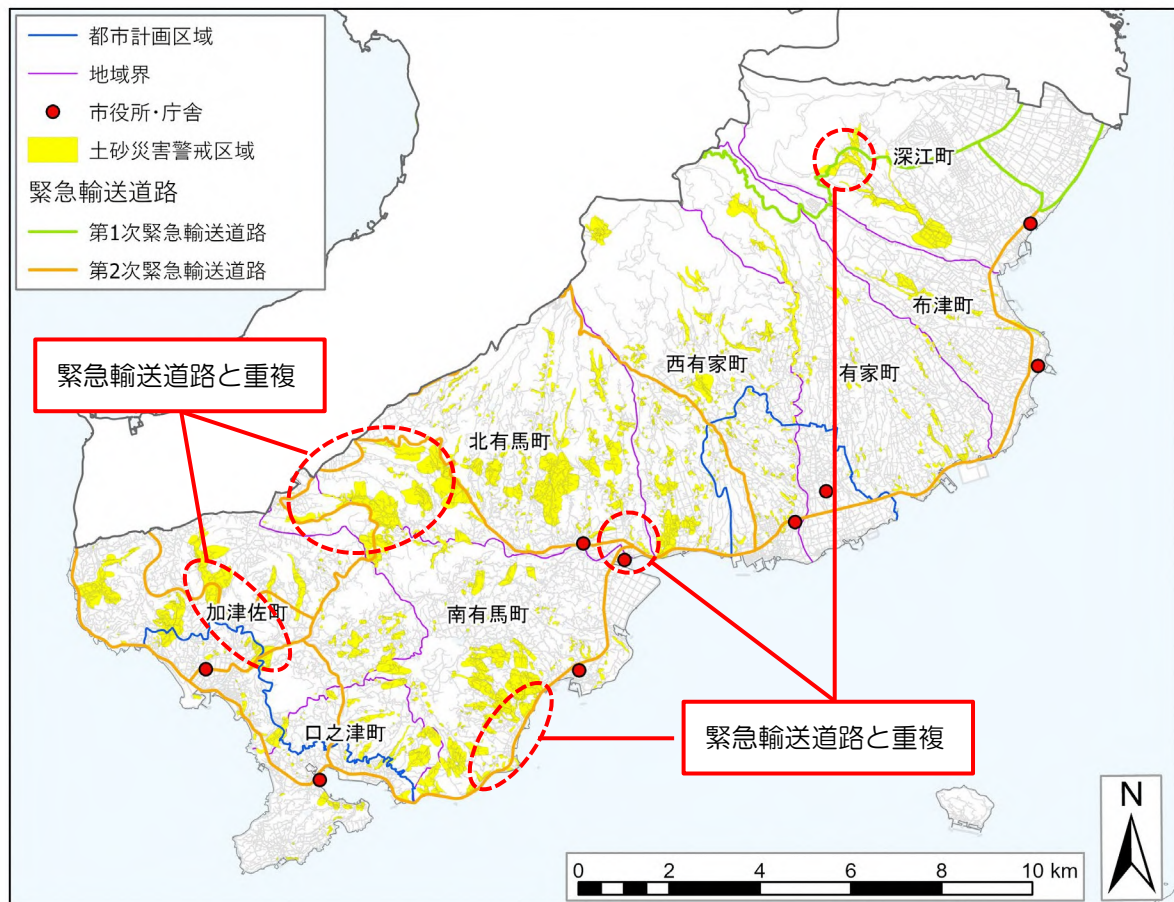


図 78 土砂災害警戒区域と緊急輸送道路

4 地域ごとの防災上の課題の整理

災害リスクの分析にあたっては、本市を以下の8地域に分割して課題を整理する。

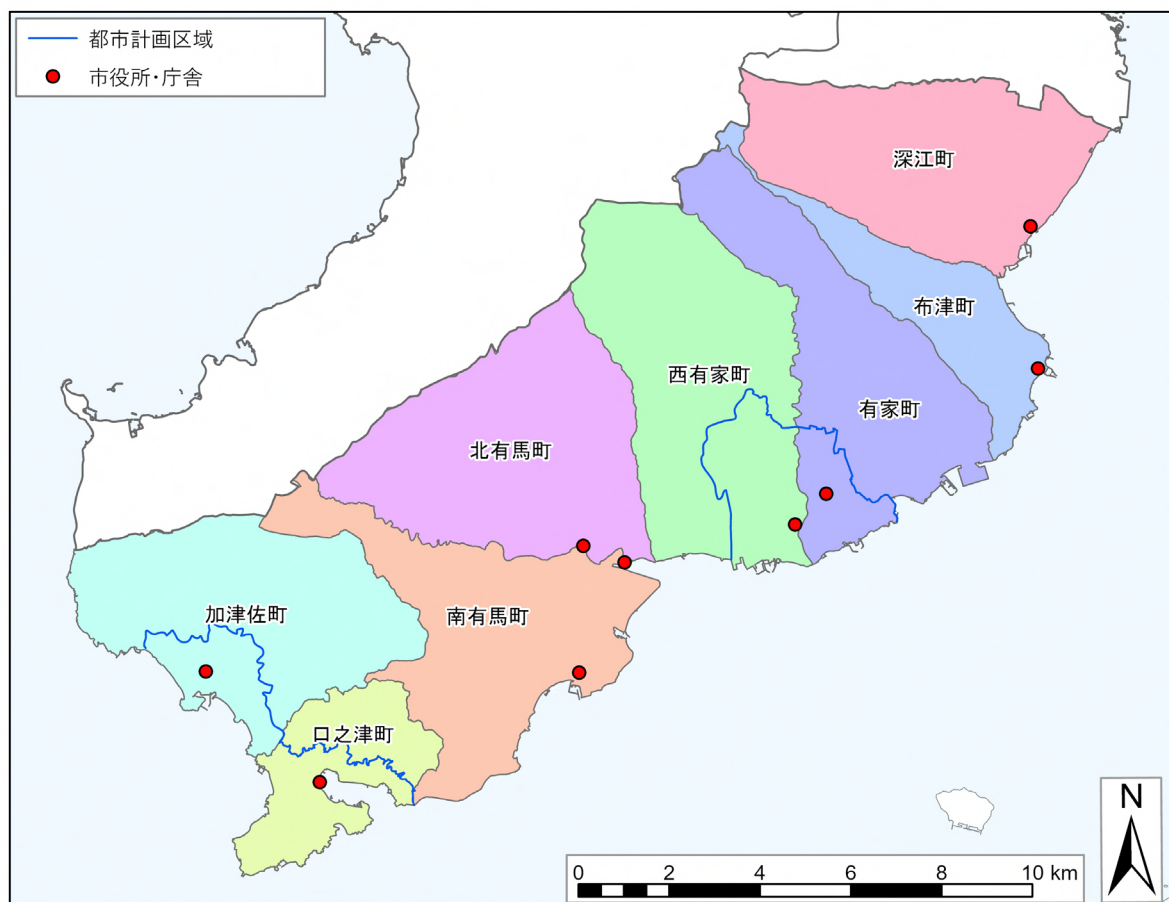


図 79 地域区分図

1) 深江町における課題

表 16 深江町の課題

災害種別	課 題
洪水災害	● 深江川沿いに浸水深3.0m以上の区域が存在
津波災害	● 浸水深2.0m以上の区域に建物が多数立地しており、迅速な避難が必要 ● 津波浸水想定区域内に緊急輸送道路が通っており、災害時に道路が寸断されるおそれがあるため、ハード対策が必要
土砂災害	● 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の区域内に建物が立地しているため、迅速な避難が必要 ● 緊急輸送道路が土砂災害警戒区域を通っており、土砂災害により寸断されるおそれがあることから、道路の防災対策が必要
火山噴火	● 深江町の北側は溶岩ドーム崩壊予想危険区域が指定されていることから、迅速な避難体制の構築と情報収集・提供体制の構築が必要

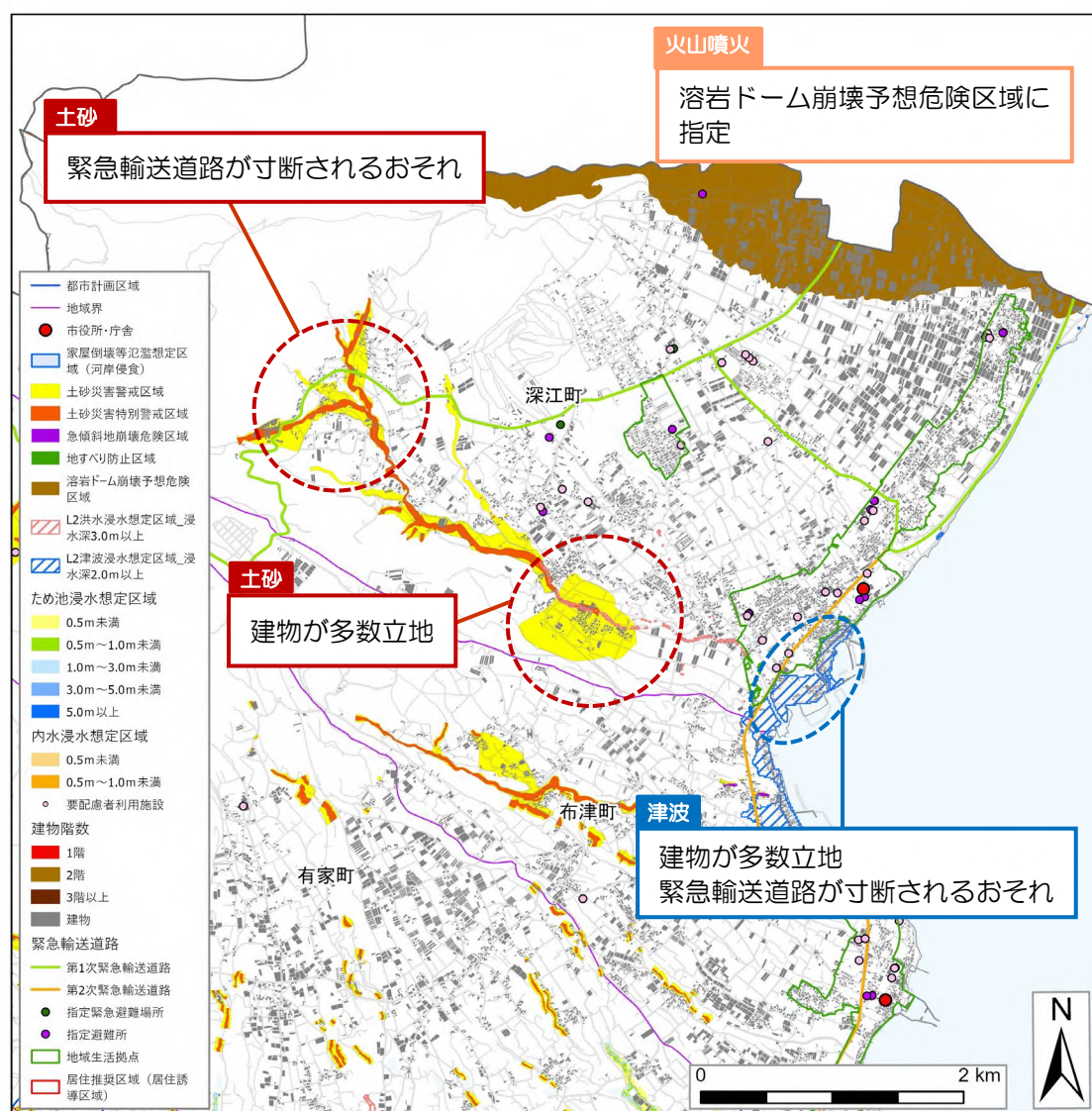


図 80 深江町の課題

2) 布津町における課題

表 17 布津町の課題

災害種別	課 題
洪水災害	● 新川沿いに浸水深3. 0m以上の区域が存在
津波災害	● 浸水深2. 0m以上の区域に建物が多数立地しており、迅速な避難が必要 ● 津波浸水想定区域内に緊急輸送道路が通っており、災害時に道路が寸断されるおそれがあるため、ハード対策が必要
土砂災害	● 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の区域内に建物が立地しているため、迅速な避難が必要 ● 土砂災害警戒区域周辺に要配慮者利用施設が立地しており、円滑な避難体制の構築や危険箇所の調査等、事前の対策が必要

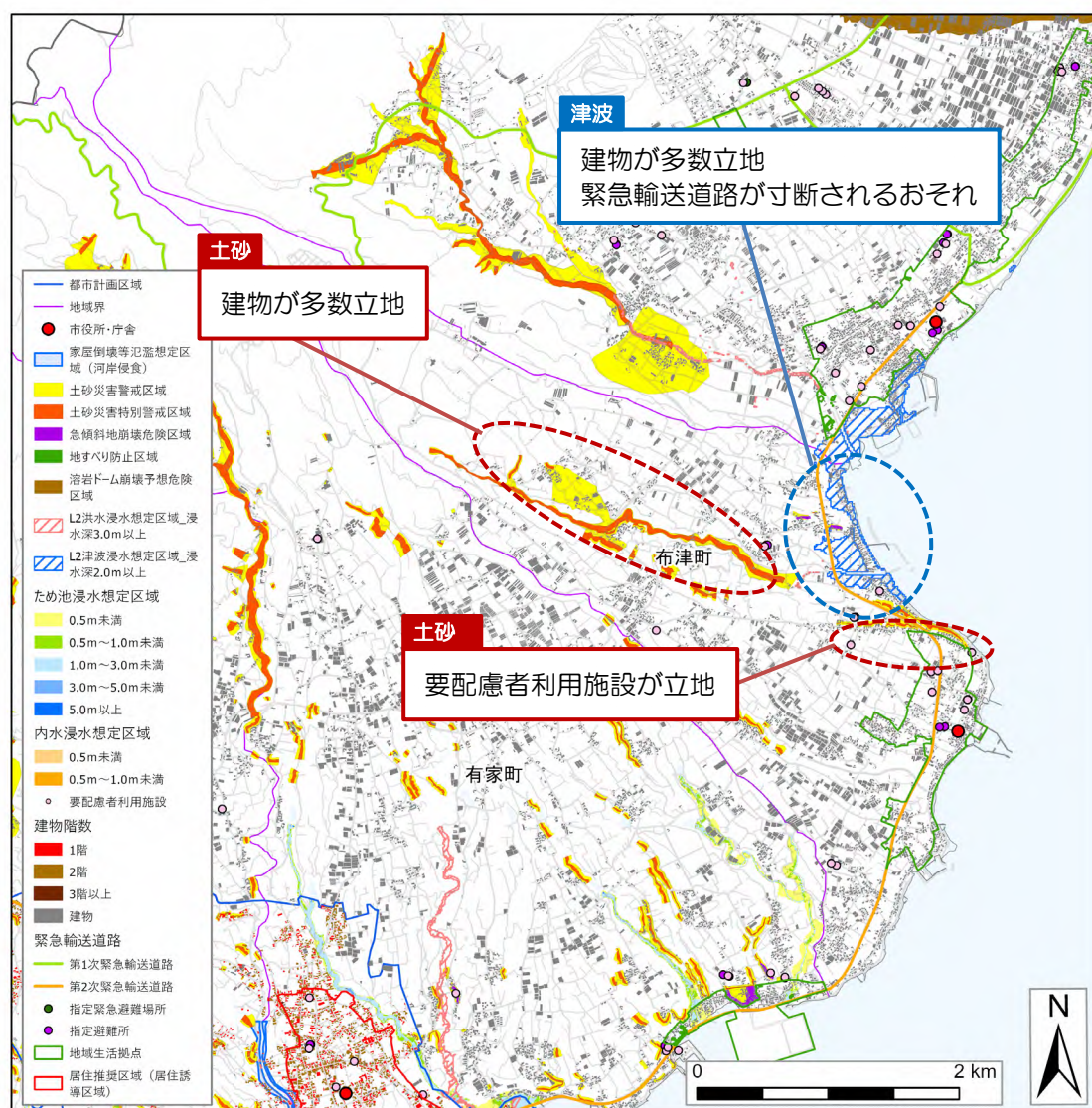


図 81 布津町の課題

3) 有家町における課題

表 18 有家町の課題

災害種別	課 題
洪水災害	● 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）内を緊急輸送道路が通っており、災害時に道路が寸断されるおそれがあり、ハード対策が必要 ● 蒲河川沿いに浸水深3.0m以上の区域が存在
土砂災害	● 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の区域内に建物が立地し、迅速な避難が必要 ● 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が立地しており、円滑な避難体制の構築や危険箇所の調査等、事前の対策が必要

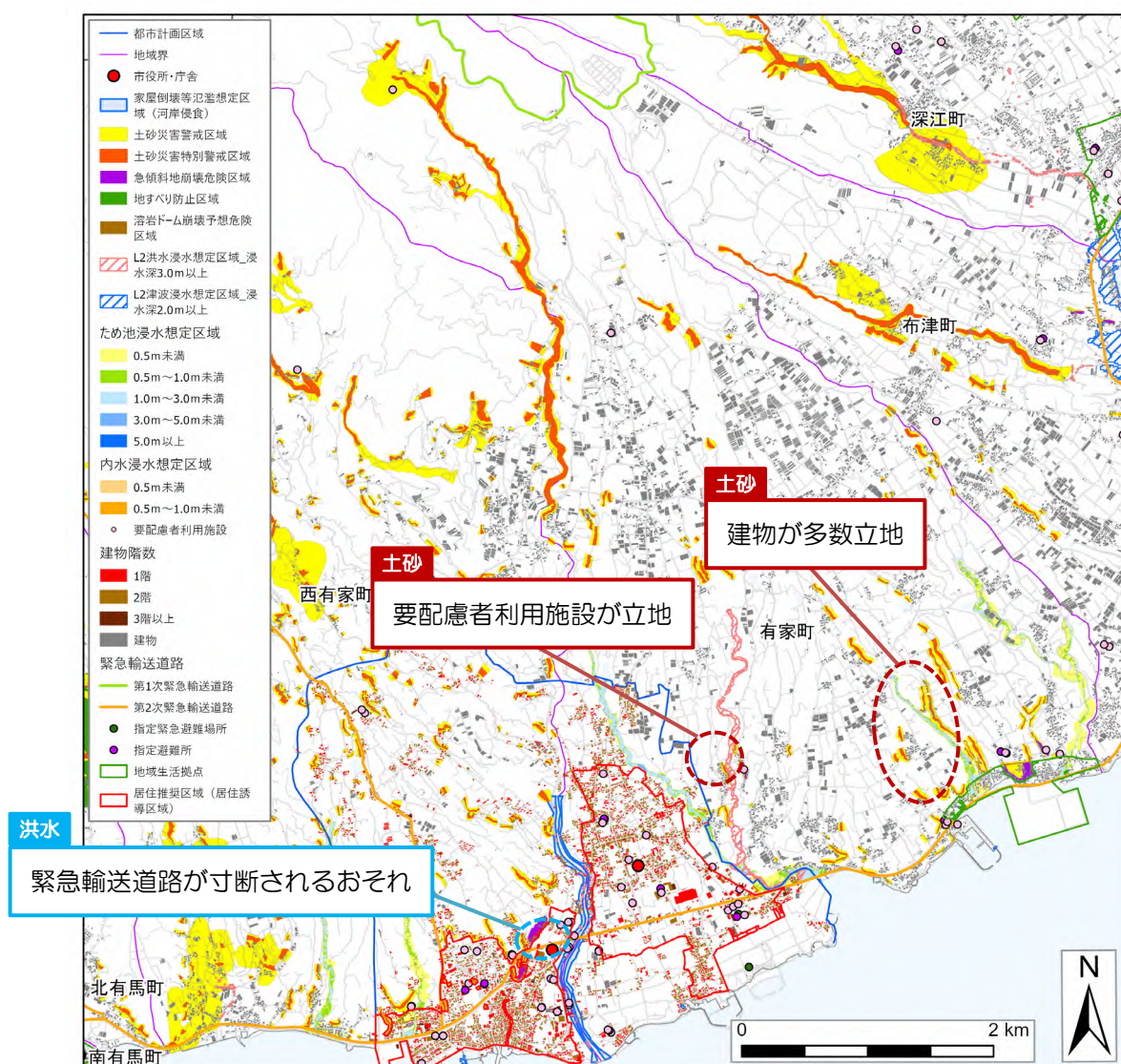


図 82 有家町の課題

4) 西有家町における課題

表 19 西有家町の課題

災害種別	課 題
洪水災害	● 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）内に要配慮者利用施設が立地しており、迅速な避難が必要 ● 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）内に緊急輸送道路が通っており、災害時に道路が寸断されるおそれがあり、ハード対策が必要 ● 須川川沿いに浸水深3.0m以上の区域が存在
土砂災害	● 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の区域内に建物が立地し、迅速な避難が必要 ● 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が立地しており、円滑な避難体制の構築や危険箇所の調査等、事前の対策が必要 ● 緊急輸送道路が土砂災害警戒区域を通っており、土砂災害により寸断されるおそれがあることから、道路の防災対策が必要

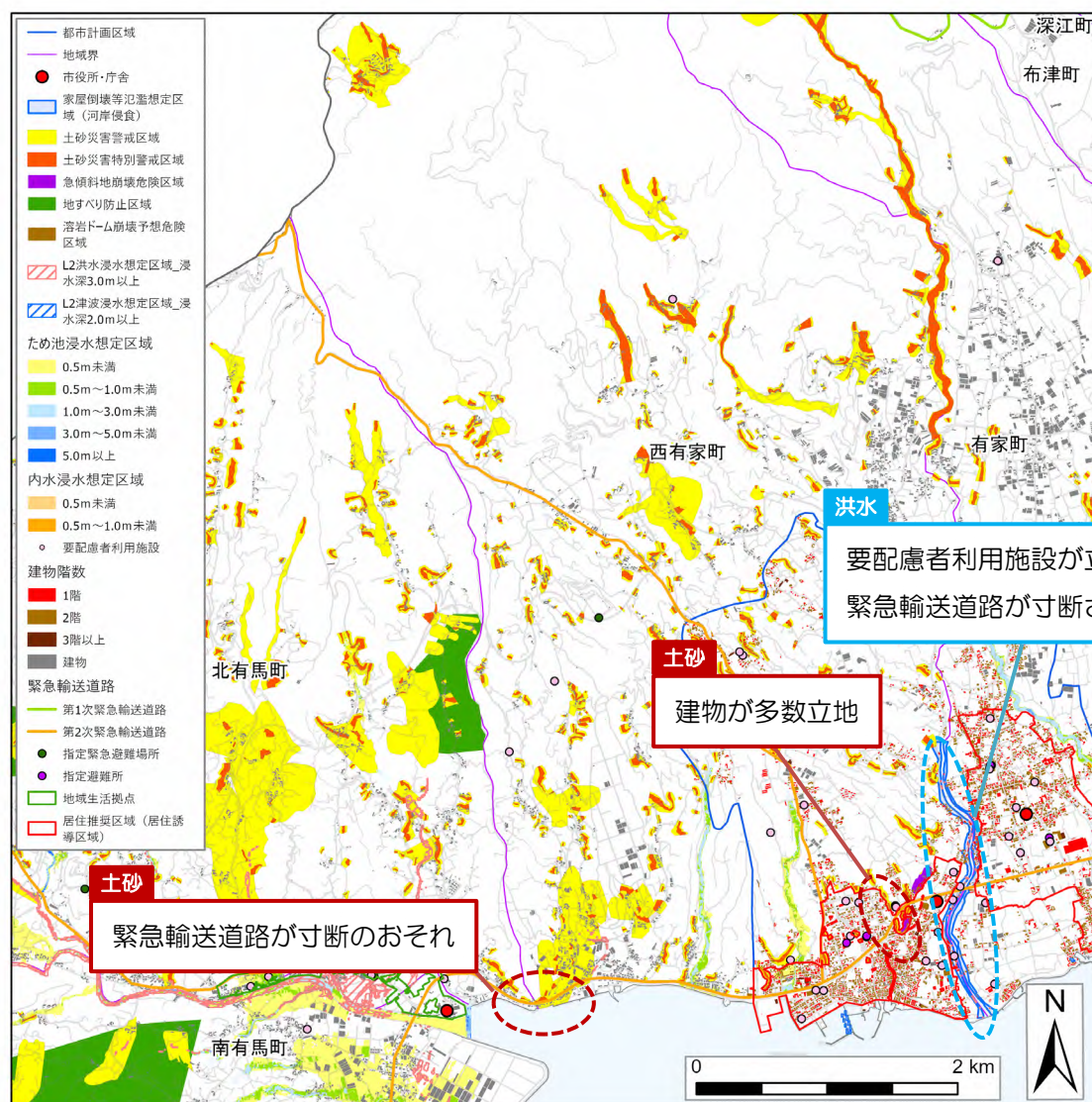


図 83 西有家町の課題

5) 北有馬町における課題

表 20 北有馬町の課題

災害種別	課 題
洪水災害	● 有馬川沿いや周辺に浸水深3.0m以上の区域がある。指定避難所・要配慮者利用施設等多数の建物が立地しており、迅速な避難が必要
土砂災害	● 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の区域内に建物が立地し、迅速な避難が必要 ● 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が立地しており、円滑な避難体制の構築や危険箇所の調査等、事前の対策が必要 ● 緊急輸送道路が土砂災害警戒区域を通過しており、土砂災害により寸断されるおそれがあることから、道路の防災対策が必要
ため池	● 広範囲にため池浸水想定区域が指定され、区域内に建物が立地していることから、ため池ハザードマップ等による周知が必要

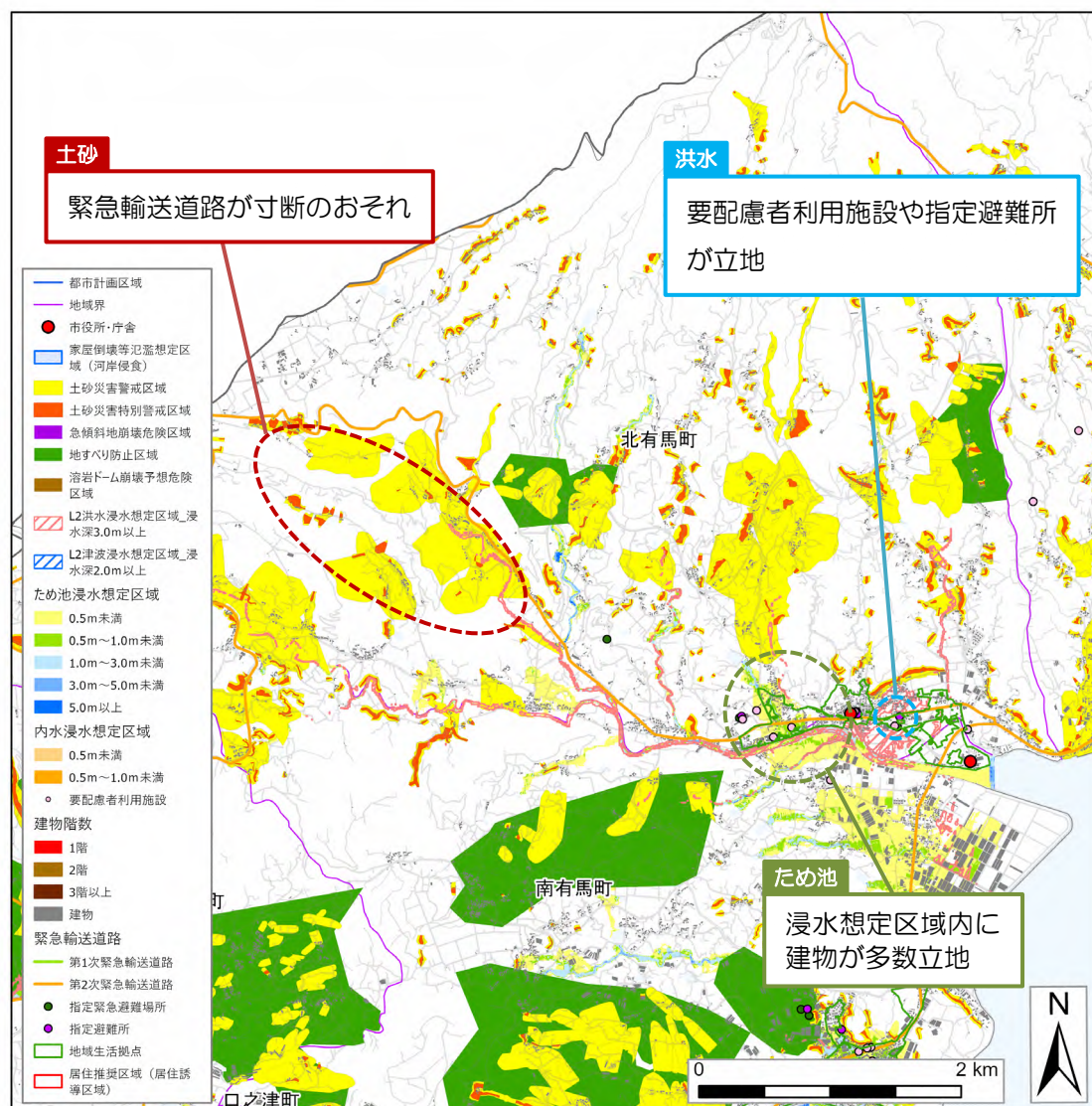


図 84 北有馬町の課題

6) 南有馬町における課題

表 21 南有馬町の課題

災害種別	課 題
津波災害	● 沿岸部に浸水深2.0m以上の区域が存在し、迅速な避難が必要
土砂災害	● 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の区域内に建物が立地し、迅速な避難が必要 ● 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が立地しており、円滑な避難体制の構築や危険箇所の調査等、事前の対策が必要 ● 緊急輸送道路が土砂災害警戒区域を通っており、土砂災害により寸断されるおそれがあることから、道路の防災対策が必要
ため池	● 広範囲にため池浸水想定区域が指定され、区域内に建物が立地していることから、ため池ハザードマップ等による周知が必要



図 85 南有馬町の課題

7) 口之津町における課題

表 22 口之津町の課題

災害種別	課 題
津波災害	● 沿岸部に浸水深2.0m以上の区域が存在、迅速な避難が必要
土砂災害	● 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の区域内に建物が立地し、迅速な避難が必要 ● 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が立地しており、円滑な避難体制の構築や危険箇所の調査等、事前の対策が必要 ● 緊急輸送道路が土砂災害警戒区域を通過しており、土砂災害により寸断されるおそれがあることから、道路の防災対策が必要。
雨水出水 (内水氾濫)	● 内水氾濫のおそれがある区域があり、排水対策や内水ハザードマップによる周知が必要
ため池	● 広範囲にため池浸水想定区域が指定され、区域内に建物が立地していることから、ため池ハザードマップ等による周知が必要

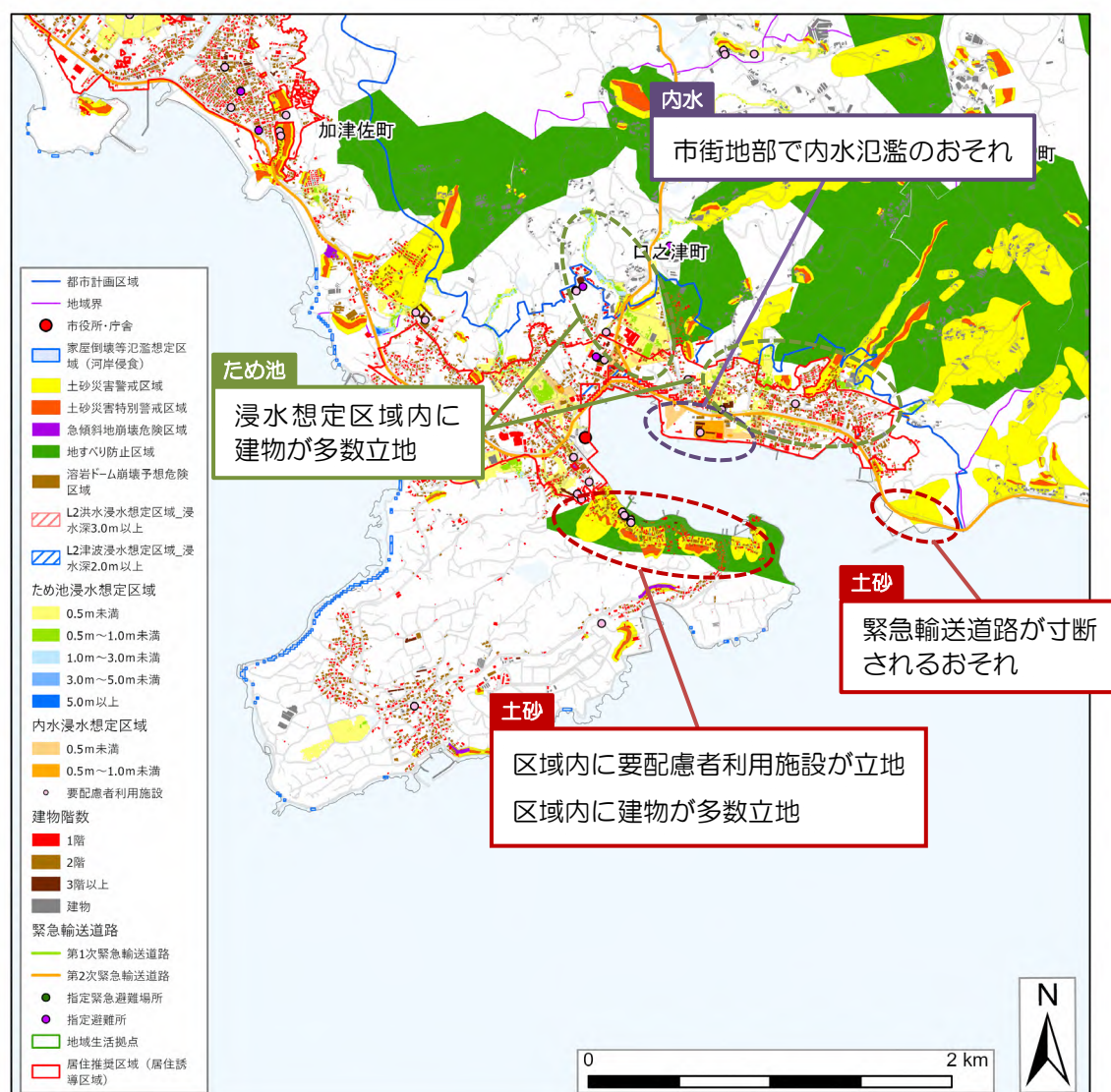


図 86 口之津町の課題

8) 加津佐町における課題

表 23 加津佐町の課題

災害種別	課 題
洪水災害	● 堀川沿いと千檀川沿いに浸水深3.0m以上の区域がある。要配慮者利用施設や平屋建ての建物が多数立地しており、迅速な避難が必要
津波災害	● 沿岸部に浸水深2.0m以上の区域が存在、迅速な避難が必要
土砂災害	● 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の区域内に建物が立地し、迅速な避難が必要 ● 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が立地しており、円滑な避難体制の構築や危険箇所の調査等、事前の対策が必要 ● 緊急輸送道路が土砂災害警戒区域を通っており、土砂災害により寸断されるおそれがあることから、道路の防災対策が必要
ため池	● 広範囲にため池浸水想定区域が指定され、区域内に建物が立地していることから、ため池ハザードマップ等による周知が必要

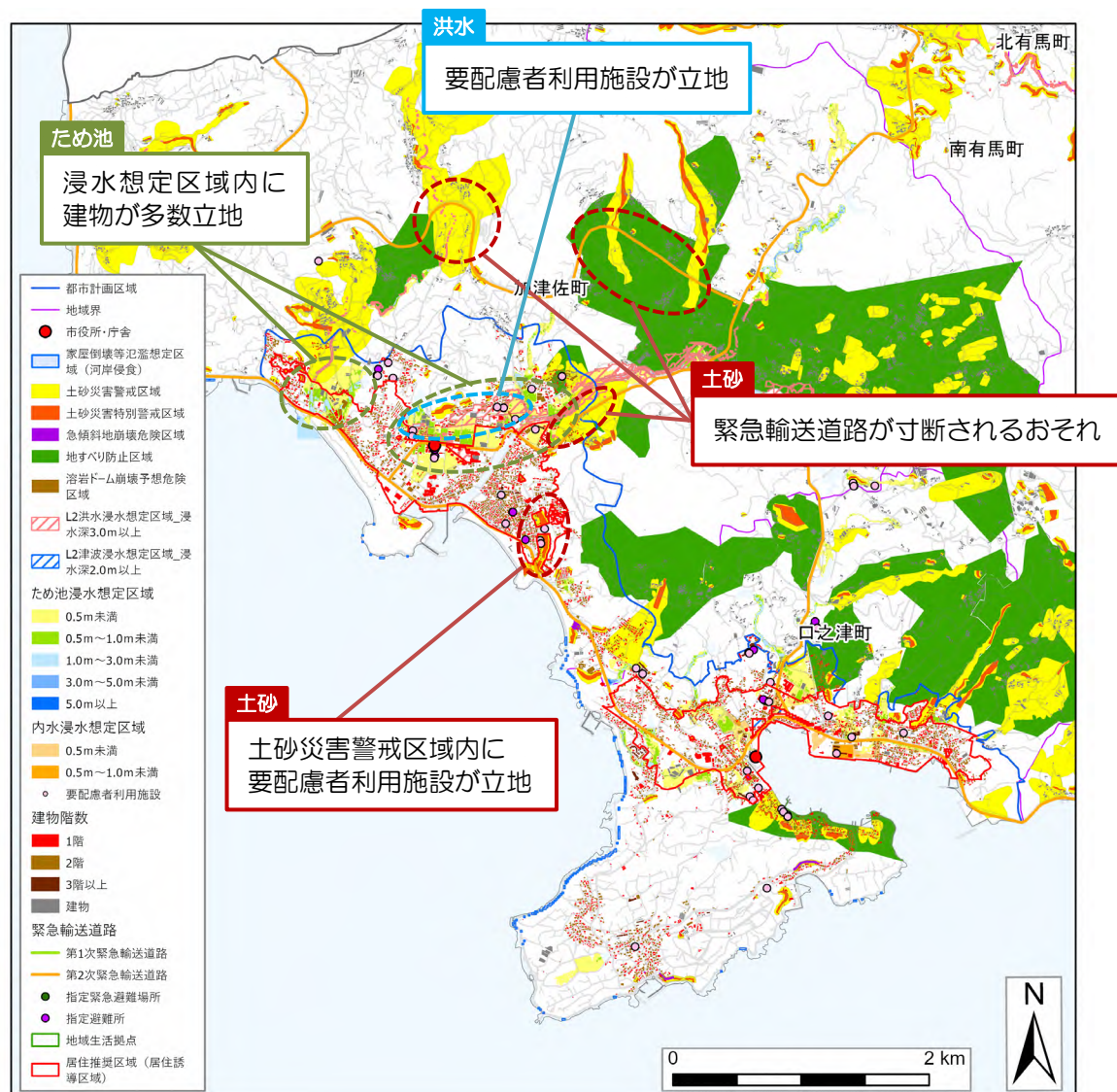


図 87 加津佐町の課題

5 防災まちづくりの将来像・取り組み方針

1) 防災まちづくりの将来像

防災・減災対策の推進に向けては、「南島原市都市計画マスタープラン」の都市づくりの方針の一つとして挙げられている「安全で安心できるまちづくり」を防災まちづくりの将来像として位置付けるとともに、本市の防災にかかる各種計画との整合を図り、以下の方針に基づいて取組を進めていく。

- 防災まちづくりの将来像

安全で安心できるまちづくり

出典：南島原市都市計画マスタープラン

- 防災指針における対応方針（ターゲット）

安全・安心な、住み続けられるまち

2) 災害リスク別の取り組み方針

前項までで把握した課題を踏まえ、各災害の特性を踏まえて災害リスク別の取組方針を検討した。

(1) 地震に対する取組方針

地震の発生については事前の予測が困難であるとともに、地震に伴う土砂災害、家屋倒壊、ライフラインへの影響等、様々な被害の発生が想定される。平時から建築物、構造物の耐震化に向けた調査や改修、液状化対策等の対策を推進することが必要である。

(2) 津波に対する取組方針

本市においては各地域の沿岸部に津波浸水想定区域が指定されており、津波浸水想定区域内に建物が立地していることから、建物が全壊となる割合が高まる浸水深2.0mを超える区域については居住推奨区域（居住誘導区域）から除外する。

指定避難所は津波浸水想定区域外に立地しているものの、津波浸水想定区域内に要配慮者利用施設が立地していることから、津波の防御のための海岸保全施設等に加え、津波発生時にいち早く安全な場所に避難するための避難路の整備を進めるとともに、迅速な避難体制の構築等のソフト対策を推進する。

(3) 洪水に対する取組方針

本市における洪水浸水想定区域は、各地域を流れる河川の河口付近に分布している。垂直避難が困難となる浸水深3.0m以上の区域と、洪水時の河岸浸食により木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）については、居住推奨区域（居住誘導区域）から除外する。

一方、浸水深3.0m未満の浸水想定区域においても平屋の建物や要配慮者利用施設が立地しており、迅速な避難が可能な体制の構築が必要であることから、河川整備等のハード整備を推進するとともに、避難体制の構築等のソフト対策を推進する。

(4) 土砂災害に対する取組方針

土砂災害は突発的に発生し、事前に予測することが困難であることから、土砂災害特別警戒区域等のレッドゾーンに加え、土砂災害警戒区域についても居住推奨区域（居住誘導区域）から除外する。今後も県と連携を図りながら土砂災害警戒区域の指定を進めるとともに、新たな区域が指定された場合には、居住推奨区域（居住誘導区域）の見直しを行う。土砂災害警戒区域において、多くの建物や要配慮者利用施設が立地しており、迅速な避難が可能な体制の構築が必要であることから、県と連携を行い、砂防施設や地すべり対策施設等のハード整備を推進し、避難体制の構築等のソフト対策を推進する。

国道251号等の緊急輸送道路と土砂災害警戒区域が重複する箇所が存在することから、災害時に道路ネットワークが機能を発揮できるよう、道路の土砂災害対策を推進することも必要である。

(5) 火山噴火に対する取組方針

火山噴火については、噴火の規模等について予知することが困難である。平時から迅速な避難に向けた対応として、避難計画の作成や避難誘導対策を推進する。また関係機関との連携により、迅速な情報収集・伝達が可能な体制を整備する。

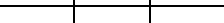
(6) 雨水出水（内水氾濫）に関する取組方針

雨水出水に対しては、排水ポンプや雨水貯留管等の整備を推進する。また、雨水を排水施設で川へ排水できない場合に浸水が想定される区域を示した内水ハザードマップ等に基づき、雨水出水が想定される区域の住民に対する周知、啓発を実施し、防災意識の醸成を図る。なお、内水ハザードマップについては今後L2（想定最大規模）対応の内容に更新予定であり、更新後に必要な場合は居住推奨区域（居住誘導区域）の見直しを行う。

6 具体的な取組・スケジュール

災害リスク別の取り組み方針を踏まえ、防災上の課題の解決に向けた具体的な取り組みと実施主体、対象地域及び実施期間を以下のとおり設定する。

取組	取組内容	実施主体	対象地域	実施期間		
				短期 5年	中期 10年	長期 20年
南島原市立地適正化計画の推進	立地適正化計画に基づき、災害リスクの低い地域への居住を推奨する。	市	市全域	→		
危険区域の指定	避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について危険区域の指定を進める。	県、市	市全域	→		
がけ地近接等危険住宅の移転	災害危険区域等から移転する危険住宅の移転費用を支援し、安全・安心な場所への居住誘導に努める。（土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告の活用等）	市	市全域	→		
特定開発行為の抑制	土砂災害防止法による特定開発行為の制限により、危険な地域への居住を抑制する。	県	市全域	→		
土砂災害対策の実施	土砂災害警戒区域（土石流・地すべり・急傾斜）等について、国や県との連携を行い、砂防施設や地すべり対策施設等のハード整備を推進する。	国、県	市全域	→		
河川整備	河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化を行う。	市	国道251号下流域等	→		
排水ポンプや雨水貯留管等の排水施設の整備	排水ポンプや雨水貯留管等の排水施設の整備を行う。	市	国道251号下流域等	→		
雨水ポンプ場施設の耐震対策	被災時にも確保すべき機能および確保方策を念頭に置いた耐震計画を作成し、計画に基づき耐震対策工事を行う。	市	開田雨水ポンプ場	→		
下水道施設の老朽化対策	公共下水道施設等の汚水処理施設の老朽化調査を実施し、調査結果に基づく老朽化対策を実施するとともに、施設の耐震化等を推進する。	市	市全域	→		
水防施設の充実強化	水災を防御し、被害を軽減するために必要な水防倉庫、水防資器材等の水防施設を充実強化する。	市	市全域	→		
海岸保全施設の整備	市土の保全、災害の防除等を目的に、高潮対策、侵食対策、局部改良、海岸環境整備事業等の海岸保全施設整備事業を推進する。	県	海岸	→		
海岸堤防の改良工事	海岸堤防開口部において、一部に残っている旧式の角材閉鎖部について改良工事を実施する。	市	海岸	→		
海岸堤防の長寿命化	海岸堤防の老朽化点検を行い、海岸長寿命化計画に基づき、必要な改修を行う。	市	海岸	→		
海岸防災林の整備（生育基盤の造成、植栽）	海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を進める。	市	海岸	→		

取組	取組内容	実施主体	対象地域	実施期間		
				短期 5年	中期 10年	長期 20年
水道施設の耐津波診断、耐津波対策	開田雨水ポンプ場の耐津波診断および耐津波対策を実施する。	市	開田雨水ポンプ場			
大規模盛土造成地の特定及び変動予測調査	大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地について、その場所の特定及び安全性の確認のための変動予測調査に取り組む。	市	大規模盛土造成地			
ため池、農業用ダムの耐震性点検と耐震化	人家、道路等を下流域にもつ危険なため池については、堤体の補強及び付帯構造物の新設・改修を実施する。	県、市	市全域			
無電柱化の推進	大規模地震時に被害を受けやすい電柱について、順次、無電柱化を推進することで、安全性の向上に取り組む。	県、市	市全域、避難路			
住宅・建築物の耐震化の推進	建物の耐震化率の向上を図るとともに、危険なコンクリートブロック塀等の除却を支援する。	市	市全域			
液状化対策の実施	液状化に関する知識の普及に努め、地盤改良等の実施による液状化発生防止策を講じる。	市	埋立地、干拓地			
避難路、避難場所の確保	災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となりうる幹線道路、河川等の公共施設に十分に配慮しつつ避難圏域を設定し、指定避難所及び福祉避難所を体系的かつ計画的に配置・整備する。	市	市全域			
建築物の不燃化	学校、医療機関等、防災対策上特に重要な施設及び避難所、避難場所、避難路、延焼遮断緑地帯等の防災上重要となる地域における建築物の不燃化を図る。	市	市全域			
防災拠点の確保・整備	防災拠点となる公園について、必要に応じて小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路に隣接した地域に設置を図る。	市	市全域			
避難所の耐震化	避難所の耐震化を関係機関が連携して推進する。	市	市全域			
避難所のバリアフリー化	災害発生時に高齢者や障害者を含む多様な地域住民が避難所として利用する市立社会体育施設、市立社会教育施設等について、施設の新築や改築、大規模改造等を行う場合は、国庫補助制度を活用してバリアフリーに対応した施設・設備の整備に努める。	市	市全域			
避難誘導の標識設置	被災者が避難所に安全に到達できるよう、避難誘導の標識を設置する。	市	市全域			
緊急輸送ネットワークの整備	災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握し、代替ルート（海上ルートも含む）の整備、指定の推進を図る。主要道路を基軸とした緊急輸送路を国・県と協力して整備を推進する。	国、県、市	国道251号・389号及び広域農道等の主要道路			

取組	取組内容	実施主体	対象地域	実施期間		
				短期 5年	中期 10年	長期 20年
観測調査、避難等に必要なインフラ施設の整備と管理	雲仙普賢岳及びその周辺地域において、観測調査、避難等に必要なインフラ施設（登山道、避難施設等）の整備と十分な管理を図る。	国、県、市	雲仙普賢岳及びその周辺地域	→		
南島原市防災マップの適切な更新と市民への周知	作成済みの南島原市防災マップについて、適宜更新を図るとともに、継続して市民への周知を図る。	市	市全域	→		
防災意識の醸成	防災ラジオや広報紙、ホームページ等を活用した防災情報の提供や防災講習会を開催するほか、津波及び土砂災害を想定した防災マップを更新し市内全世帯に配布する。	市	市全域	→		
避難計画の策定	大規模土石流や溶岩ドーム崩壊及び火山噴火による災害等に備え、「雲仙岳火山防災協議会」等での検討結果を踏まえて避難計画を策定する。	市	市全域	→		
住民の避難誘導対策の確立	溶岩ドーム挙動監視を継続し、地域住民への迅速な通報や情報提供、および崩壊のおそれが生じた場合等の住民の避難誘導対策を確立する。	国、市	市全域	→		
避難訓練の実施	避難訓練等の実施等により警戒避難体制の確立を図る。	市、関係機関、市民	市全域	→		
防災協力機構の組織化	災害応急活動が効率的に処理できるよう、民間協力機構や各種団体を防災協力機構として組織化、役割を付与し、協力体制の確立に努める。	市、関係機関	市全域	→		
自主防災組織に対する育成・助成	自主防災組織づくりを積極的に推進し、組織内の充実を図るため国・県の補助事業、助成制度等を有効に活用するとともに、自主防災に関する認識を深めるために定期的な研修会を実施する。	市	市全域	→		
自主防災組織の活性化と防災訓練の実施	地域ぐるみの共助による地域防災力の強化に向けて、各自治会の自主防災組織の活性化を図り、防災訓練活動を推進する。	市、自主防災組織	市全域	→		
関係機関・団体との連携による防災訓練の実施	発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、建設業協会等との広域支援協定に基づく防災訓練を実施する。	市、関係機関	市全域	→		
消防団の編成と資質向上	「南島原市消防団組織編成方針」に基づき各地区の均衡のとれた消防団の編成を進めるとともに、各種訓練の実施により、消防団の資質向上に努める。	市、市民	市全域	→		
避難確保計画の作成	要配慮者利用施設の管理者に対し、避難確保計画の策定及び訓練の実施について、必要に応じ助言等の支援を行う。	市	市全域	→		
個別避難計画の作成支援	地域支援者と連携して個別避難計画の作成を支援する。	市	市全域	→	→	→

第6章

目標と評価

- 1 目標値の設定
- 2 計画の評価・見直し

1 目標値の設定

評価指標及び目標値は、誘導方針（ストーリー）に掲げている3つの誘導方針ごとに設定した。

1) 生活サービスを提供する拠点の形成と拠点をつなぐネットワークの構築

(1) 誘導施設の立地状況

拠点には、市民が利用する様々な生活サービスの充足や、徒歩により生活サービスへのアクセスが可能な利便性が求められることから、「都市機能誘導区域内の誘導施設の種類の数」を評価指標として設定した。

表 24 誘導施設の立地状況

指標	単位	基準値	目標値
都市機能誘導区域内に立地する誘導施設の種類の数	種類	9 (令和6年度)	10 (令和26年度)

■目標値の設定方法

- 誘導施設の種類の数は、市役所・庁舎、地域包括支援センター、福祉センター、老人福祉センター、子育て支援センター、大規模小売店舗、保健センター、病院、銀行、ホールを有する施設（500席以上）の10種類で、現状は地域包括支援センター以外の9種類が立地している。
- 目標値は、地域包括支援センターを含む10種類として設定した。

(2) 公共交通の利用状況・利用環境

公共交通は、各町の中心部や市外を結んでおり、今後も一定のサービス水準を維持していくことが求められることから、「バス路線の徒歩圏人口カバー率」を評価指標として設定した。

表 25 公共交通の利用状況・利用環境

指標	単位	基準値	目標値
バス路線の徒歩圏人口カバー率	%	51.3 (令和2年度)	51.3 (令和26年度)

■目標値の設定方法

- バス路線の徒歩圏人口カバー率については、バス路線のバス停から半径300m内に居住している人口をもとに算出し、市総人口で除して割合を算出した。
- 基準値の人口は、令和2年国勢調査の人口メッシュデータ（250m）を使用し、算出した。
- カバー率の目標値は、将来人口減少する予測であるため、現状維持とした。

2) 市民が暮らしやすい・住み続けられるまちづくり

(1) 居住推奨区域内の人口集積状況

居住推奨区域（居住誘導区域）では、人口減少下においても一定の都市機能を維持できる人口密度を維持していくことが求められることから、「居住推奨区域（居住誘導区域）内人口の総人口に対する割合」を評価指標として設定した。

表 26 居住推奨区域（居住誘導区域）内の人口集積状況

指標	単位	基準値	目標値
居住推奨区域（居住誘導区域）内人口の総人口に対する割合	%	19.8 （令和2年度）	19.8 （令和26年度）

■目標値の設定方法

- 基準値は、令和2年国勢調査結果の人口メッシュデータ（250m）と居住推奨区域（居住誘導区域）を重ね合わせ、重なった部分を面積按分することで区域内人口を算出し、市総人口で除して算出した。
- 目標値は、人口減少下においても居住推奨区域（居住誘導区域）内に居住する人口割合を維持していくことから、現状維持とした。

(2) 財政状況

市民が暮らしやすく、住み続けられるまちづくりの実現に向けては、公共サービスの充実、雇用機会の増加、社会保障の充実等が求められることから、「市民一人当たりの行政コスト」を評価指標として設定した。

表 27 財政状況

指標	単位	基準値	目標値
市民一人当たりの行政コスト	千円/人	788.6 （平成30年度～ 令和4年度の平均値）	788.6 ×インフレ率 （令和26年度）

■目標値の設定方法

- 「一般会計等行政コスト計算書」における行政コストから、住民基本台帳における人口に基づき、平成30年度（2018）から令和4年度（2022）の一人当たりの行政コストを算出し、5年間の平均値を基準値とした。
- 目標値は、今後さらに人口減少が進み、一人当たりの行政コストが増加することが懸念されるため、現状維持とした。（インフレ率は総務省統計局が公表する消費者物価指数の上昇率に基づくものとし、令和4年度を基準とする）

3) 災害危険性の高い区域への居住の抑制と防災・減災対策の推進

(1) 災害リスクの低減

防災指針に示した取組方針、具体的な取組を踏まえ、災害リスクの低減にかかる指標を設定し、将来の目標値を以下のとおり設定した。

表 28 災害リスクの低減

指標	単位	基準値	目標値
災害リスクの高いエリアに居住する人口割合	%	7.9 (令和2年度)	7.7未満 (令和26年度)
自主防災組織結成率	%	96.0 (令和3年度)	100.0 (令和9年度)

■目標値の設定方法

- 居住誘導区域に含めない区域として設定した、洪水浸水想定区域（L2）の浸水深3.0m以上の区域、津波浸水想定区域（L2）の浸水深2.0m以上の区域、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）、レッドゾーンである土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を災害リスクの高いエリアとして、令和2年国勢調査の人口メッシュデータに基づき災害リスクの高いエリア内の居住人口を算出し、市全域の人口で除して基準値を算出した。
- 目標値は、令和22年（2040）のメッシュ別将来人口推計データに基づき算出した、災害リスクの高いエリアに居住する人口割合である7.7%よりも減少することを目指し設定した。
- 総合計画における目標が自主防災組織の結成率100%であることから、本計画においても同様の目標値を設定した。

2 計画の評価・見直し

立地適正化計画については、概ね5年ごとに施策の実施状況について調査、分析、評価を行う。庁内や関係機関等との横断的な連携・調整を図るとともに、PDCAサイクルによる計画の進行管理を行う。

なお、計画の見直しにあたっては、作成時と同様に住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、南島原市都市計画審議会の意見を聞くことが必要である。

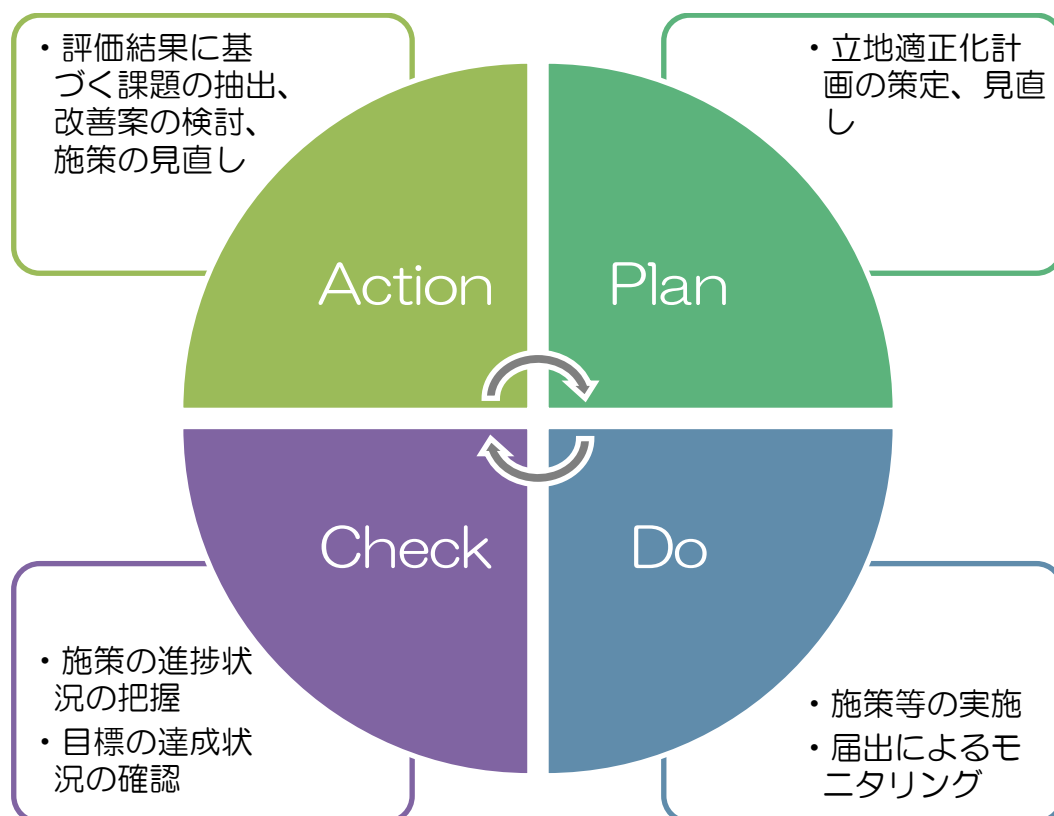


図 88 PDCAサイクル

第7章

参考資料

- 1 策定までの経過
- 2 用語集

1 策定までの経過

表 29 策定までの経過

年月日		内容
令和4年度 (2022)	11月18日	令和4年度南島原市都市計画審議会（検討予定報告）
令和5年度 (2023)	9月8日～20日	市民意向調査
	10月18日	庁内検討委員会（第1回）
	11月6日	策定委員会（第1回）
	12月13日	庁内検討委員会（第2回）
	12月18日	策定委員会（第2回）
	3月15日	庁内検討委員会（第3回）
	3月27日	策定委員会（第3回）
	3月28日	令和5年度第1回南島原市都市計画審議会（経過報告）
令和6年度 (2024)	6月6日	庁内検討委員会（第4回）
	7月12日	策定委員会（第4回）
	7月18日	住民懇談会①（口加高校ワークショップ）
	7月23日	住民懇談会②（島原翔南高校ワークショップ）
	8月26日	国土交通省への意見照会（第1回）
	9月25日	庁内検討委員会（第5回）
	10月4日	策定委員会（第5回）
	11月13日	国土交通省への意見照会（第2回）
	11月20日	庁内検討委員会（第6回）
	11月22日	策定委員会（第6回）
	12月6日	長崎県への意見照会（12月27日回答）
	12月18日	令和6年度第1回南島原市都市計画審議会（報告）
	1月6日～31日	パブリックコメント（意見募集期間）
	●月●日	パブリックコメント（実施結果公表）
	3月●日	令和6年度第●回南島原市都市計画審議会（諮問）
	3月●日	令和6年度第●回南島原市都市計画審議会（答申）
	3月●日	告示、長崎県に通知

2 用語集

【ア行】

アクセス <あくせす>

ある場所へ到達する経路またはその手段。

【カ行】

介護保険法 <かいごほけんほう>

介護保険の制度や給付、審査、費用、財政安定化、社会保険診療報酬支払基金等に関する規定を定めた法律。

改築 <かいちく>

建築物の全部または一部を除却し、同一敷地に従前の用途・構造・規模と著しく異なる建築物をつくる行為。

開発行為 <かいはつこうい>

主として建築物の建築または特定工作物（コンクリートプラントや1ha以上の墓園等）の建設を目的とした土地の区画形質の変更。なお、土地の区画形質の変更とは、宅地造成に伴う公共施設（道路等）の新設・廃止・付け替えや切土・盛土または宅地以外の地目を宅地に変更する行為。

勧告 <かんこく>

届出を行った者に対して、行政側が改善に向けた働きかけを行うことで、強制ではなく推奨する行為。

幹線道路 <かんせんどうろ>

道路網のうちでも主要な骨格をなし、主として都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を受け持つ道路。

危険住宅 <きけんじゅうたく>

災害危険区域等に存する既存不適格住宅又は災害危険区域等に存する住宅のうち台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告（土砂災害防止法の移転勧告）等を行ったもの。

急傾斜地崩壊危険区域 <きゅうけいしゃちほうかいきけんくいき>

急傾地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により一定規模以上の人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある土地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地で、県が指定する区域。

居住誘導区域（本市では「居住推奨区域」） <きょじゅうゆうどうくいき（きょじゅうすいしょうくいき）>

都市再生特別措置法に基づき本計画で定めるもので、人口が減少していく中でも一定の人口集積を維持することで、生活サービスを確保し続けられるよう、居住をゆるやかに誘導していく区域。

建築基準法 <けんちくきじゅんほう>

建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めた法律。

建築行為 <けんちくこうい>

建築基準法第2条に定める建築物（土地に定着する工作物のうち屋根もしくは柱もしくは壁を有するもの、これに附属する工作物、または地下もしくは高架の工作物内に設ける施設等）を新築、増築、改築し、または移転する行為。

交通拠点 <こうつうきょてん>

港やバスターミナル、自由通路や階段、バス交通広場、歩道等を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎする機能を有する場所。

高齢化率 <こうれいかりつ>

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

国勢調査 <こくせいちょうさ>

日本国内に住む全ての人と世帯を対象とし、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき、5年に1度実施する統計調査。

コンパクト＋ネットワーク <こんぱくとぶらすなっとわーく>

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地等への機能集約によって、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市を目指す政策。

【サ行】

サービス水準 <さーびすずいじゅん>

市民の生活において日常的に利用する頻度が高い、商業や医療・福祉、子育て支援、教育文化、公共交通等のサービスの享受しやすさ。

自主防災組織 <じしゅぼうさいそしき>

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う地域住民の組織。

地すべり防止区域 <じすべりぼうしき>

地すべり等防止法第3条に基づき、地すべり区域と隣接する地域の面積が一定規模以上のもので、河川、道路、官公署、学校等の公共建物、一定規模以上の人家、農地に被害を及ぼすおそれのあるものとして、国土交通大臣または農林水産大臣が指定する区域。

持続可能 <じぞくかのう>

将来の環境や次世代の利益を損なわない範囲内で、環境を利用し、人々の欲求を満たしつつ社会的発展を進めようとする概念。

指定緊急避難場所 <していきんきゅうひなんばしょ>

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所。市長が指定する避難場所。

指定避難所 <していひなんじょ>

災害により自宅へ戻れなくなった人たちが一時的に滞在する施設で、被災した人が次の住まいを確保するまでの間、生活する場所。市長が指定する避難所。

社会福祉法 <しゃかいふくしほう>

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図ることを目的として定められた法律。

浸水想定区域(計画規模L1) <しんすいそうていくいき(けいかくきぼえるわん)>

10～100年に1回程度が想定されている降雨(河川整備において基本となる降雨)により浸水が想定される区域。

浸水想定区域(想定最大規模L2) <しんすいそうていくいき(そうていさいだいきぼえるつー)>

想定し得る最大規模の降雨(1000年に1回程度の発生が想定されている降雨)により浸水が想定される区域。

1000年ごとに1回発生する周期的な降雨ではなく、1年の間に発生する確率が1/1000(0.1%)以下の降雨。

生活サービス施設 <せいかつさーびすしせつ>

商業や医療・福祉、子育て支援、教育文化等の、市民の生活において日常的に利用する頻度が高い施設。

【タ行】

大規模小売店舗立地法 <だいきほこうりてんぼりうちほう>

地域住民の意見を反映しつつ、地方自治体が大規模小売店舗と周辺の生活環境との調和を図っていくための手続き等を定めた法律。

大規模盛土造成地 <だいきほもりどそうせいち>

面積3,000平方メートル以上の谷埋め盛土、または原地盤の勾配が20度以上かつ盛土高5m以上の腹付け盛土がなされた造成地。

第Ⅱ期南島原市総合計画 <だいにきみなみしまばらしそうこうけいかく>

今後の市政運営の基本方針となるもので、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成される、本市の最上位計画。「基本構想」は土地利用構想、「基本計画」は、分野別の目標と方針を示したうえで、取り組むべき施策と達成すべき目標を明らかにする。「実施計画」は、具体的な事業の展開を定める。

地域コミュニティ <ちいきこみゆにてい>

地域住民が地域と関わり合いながら生活する中で、住民相互の交流が行われている地域社会のこと、もしくは地域住民の集団。

地域包括支援センター <ちいきほうかつしえんせんたー>

高齢者の総合相談窓口として、公正で中立的な立場で、高齢者の多様なニーズに対応した切れ目のない包括的なサービスの提供を行うことを目的とした機関。また、保健・医療・福祉の関係者や地域住民とともに地域のネットワークを構築し、「地域包括ケア」の推進を図っている。

地域保健法 <ちいきほけんほう>

地域保健対策の推進に関する基本指針、保健所の設置その他地域保健対策の推進に関し基本となる事項を定めた法律。

地方自治法 <ちほうじちほう>

地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定めた法律。

津波浸水想定 <つなみしんすいそうてい>

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深として県が指定するもの。

都市機能 <としきのう>

商業や医療・福祉、子育て支援、教育文化等、都市での生活を支えるサービスを提供する機能。

誘導施設（都市機能増進施設） <ゆうどうしせつ（としきのうそうしんしせつ）>

都市再生特別措置法に基づき本計画で定めるもので、商業や医療・福祉、子育て支援、教育文化等、都市での生活を支えるサービスを提供する機能を有する施設のうち、都市機能誘導区域に立地を誘導すべき施設。

都市機能誘導区域 <としきのうゆうどうくいき>

都市再生特別措置法に基づき本計画で定めるもので、誘導施設の立地や集積を図ることで、様々な生活サービスを充実させる区域。

都市計画運用指針 <としけいかくうんようしんしん>

都市計画制度の運用にあたっての基本的な考え方や、都市計画制度、手続きの運用のあり方、個別政策課題への対応について、国が地方公共団体に対して示した指針。

都市計画基礎調査 <としけいかくきそちょうさ>

都市計画法第6条に基づき行う基礎調査。概ね5年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等について、現況及び将来の見通しを調査する。

都市計画区域 <としけいかくくいき>

都市計画法に基づき指定された、一体の都市として総合的に整備・開発または、保全する必要がある区域。都市計画区域内では、良好な住環境の保全等を図るために、一定の開発・建築制限を受けるほか、計画的なまちづくりを行うための各種制度（土地利用規制、市街地開発事業等）を活用することが可能。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン） <としけいかくくいきのせいび、かいはつおよびほぜんのほうしん（としけいかくくいきますたーぷらん）>

都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域に関して都道府県が定める基本的な方針。都市計画の目標、区域区分の決定の有無（区域区分を定める時はその方針）、土地利用・都市施設の整備等に関する主要な都市計画の決定の方針等を定めるもの。

都市計画法 <としけいかくほう>

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めた法律。

都市再生特別措置法 <としさいせいとくべつそちほう>

急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上、都市の防災に関する機能確保等を目的に制定された法律。平成26年の改正により、立地適正化計画の策定が可能となり、令和2年の改正により、立地適正化計画の記載事項に防災指針が追加された。

土砂災害警戒区域 <どしゃさいがいけいかくいき>

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法）に基づき、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。

土砂災害特別警戒区域 <どしゃさいがいとくべつけいかくいき>

土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。

【ナ行】

内水（氾濫） <ないすい（はんらん）>

集中豪雨等の下水道の排水能力を上回る雨が降った際に下水道や水路等から浸水する現象。

ネットワーク <ねっとわーく>

互いに結びつくこと、つながり。

【ハ行】

ハザードマップ <はざーどまっぷ>

自然災害による被害の軽減や防災・減災対策に使用することを目的として、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図。

避難確保計画 <ひなんかくほけいかく>

被災のおそれのある地域において、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者または管理者が作成することが義務付けられている計画。大雨による浸水や土砂災害が発生するおそれがある時、高齢者施設等の要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

防災拠点 <ぼうさいきょてん>

大規模災害時等に防災活動の拠点となる場や施設で、備蓄倉庫、救援物資の集積所、がれき置き場、応急復旧活動の拠点、本部施設等のこと。広義には避難地・避難所を含める場合もある。

【マ行】

メッシュ <めっしゅ>

網の目といった意味を持ち、100mメッシュであれば100m×100mの四角のこと。

南島原市国土強靱化地域計画 <みなみしまばらしこくどきょうじんかちいきけいかく>

国土強靱化基本法に基づき、いかなる災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の強靱化を推進するための計画。

南島原市地域公共交通計画 <みなみしまばらし

ちいきこうきょうこうつうけいかく>

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成及び市民の移動手段の維持・確保のため、地域公共交通が果たすべき役割を明確にし、本市の地域公共交通の将来像とその実現に向けた取組を明示した計画。

南島原市地域防災計画 <みなみしまばらしちいきぼうさいけいかく>

災害対策基本法に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務または業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。

南島原市都市計画マスタープラン <みなみしまばらしとしけいかくますたーぷらん>

都市計画法第18条の2に基づき、都市計画区域内を対象として、都市の将来像や主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業等、より地域に密着した都市計画の基本的な方針を定める計画。

【ヤ行】

用途地域 <ようちいき>

都市計画法に基づく地域地区の一種。都市機能の維持増進、住環境の保護等を目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途、容積率（敷地面積に対する建物の延べ床面積の割合）、建ぺい率（敷地面積に対する建物の建築面積の割合）及び建築物の高さについて制限を行う制度。また、都市計画区域のうち、用途地域が指定されていない地域を用途白地地域という。

要配慮者 <ようはいりょしゃ>

社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々。

要配慮者利用施設 <ようはいりょしゃりようしせつ>

社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設。

